



埼玉県報

第 562 号
令和 6 年(2024 年)
10 月 29 日
火曜日

目次

規則

- 建築士法施行細則の一部を改正する規則（建築安全課）
- 埼玉県建築基準法施行細則の一部を改正する規則（建築安全課）
- 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則の一部を改正する規則（建築安全課）
- 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則（建築安全課）

告示

- 埼玉県人事行政の運営等の状況の公表（人事課）
- 土壌汚染対策法の規定に基づく要措置区域の指定（水環境課）
- 土壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定（水環境課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関及び施術機関の指定（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の変更の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の辞退の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の再開の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出（社会福祉課）

規 則

建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年十月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第六十七号

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則（昭和二十六年埼玉県規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「、生年月日及び性別」を削る。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

規 則

埼玉県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年十月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県規則第六十八号

埼玉県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

埼玉県建築基準法施行細則（昭和三十六年埼玉県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第十八条に次の一項を加える。

- 2 法第十八条第四項の規定によりする通知については、第六条及び第十六条から第十七条の二までの規定を準用する。

附 則

この規則は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和六年法律第五十三号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。

規 則

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年十月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第六十九号

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則（平成二十八年埼玉県規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「第十八条第三項」の下に「若しくは第四項」を加え、同条第三項中「第十八条第十八項」を「第十八条第二十二項若しくは第二十六項」に改める。

附 則

この規則は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和六年法律第五十三号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。

規 則

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年十月二十九日

埼玉県知事 大 野 元 裕

埼玉県規則第七十号

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則（平成二十五年埼玉県規則第六十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項及び第三項中「第十八条第十八項」を「第十八条第二十二項若しくは第二十六項」に改める。

附 則

この規則は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和六年法律第五十三号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。

告 示

埼玉県告示第千二百一号

埼玉県の人事行政の運営等の状況について、埼玉県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成十七年埼玉県条例第四号）第六条の規定により、次のとおり公表する。

令和六年十月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

人事行政の運営等の状況の公表

第1 人事行政の運営の状況

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用及び退職等の状況（令和5年度）

（単位：人）

職種	採用	退職								合計
		退職					免職			
		定年	勸奨	普通	死亡	任期満了	分限	懲戒	失職	
一般行政職	721	0	54	260	4	198	0	0	0	516
研究職	14	0	2	7	0	7	0	0	0	16
医療職	88	0	7	33	0	20	0	0	0	60
技能労務職	13	11	2	3	1	12	0	0	0	29
教育職	4,163	0	144	925	16	2,151	0	14	0	3,250
警察職	357	0	36	277	6	17	0	1	0	337
企業職	27	0	1	6	0	2	0	0	0	9
合計 (構成比)	5,383	11 (0.3%)	246 (5.8%)	1,511 (35.8%)	27 (0.6%)	2,407 (57.1%)	0 (0.0%)	15 (0.4%)	0 (0.0%)	4,217 (100.0%)

(注) 1 上記の数は、暫定再任用職員を含みます。

2 職種の区分については、次のとおりです(以下(2)及び8職員の退職管理の状況に同じ)。

一般行政職・・・他のいずれにも該当しない職員

研究職・・・研究職給料表適用者

医療職・・・医療職給料表(一)、医療職給料表(二)及び医療職給料表(三)の各適用者

技能労務職・・・技能職給料表適用者

教育職・・・教育職給料表(一)及び教育職給料表(二)の各適用者並びに指導主事及び社会教育主事並びに高等看護学院及び農業大学の教員

警察職・・・公安職給料表適用者

企業職・・・企業職給料表(一)、企業職給料表(二)、下水道企業職給料表の各適用者

3 数字の単位未満は、四捨五入しました。このため、内訳の計が100%にならない場合があります(以下(2)に同じ)。

(2) 職員の昇任及び降任の状況（令和5年度）

<知事等>

（単位：人）

区分	昇任							降任
	主任	主査級	主幹級	副課長級	課長級	副部長級	部長級	
一般行政職	255	149	104	82	57	23	12	8
研究職	10	3	12	8	3	0	0	0
医療職	35	12	8	4	1	1	0	0
技能労務職	1	0	0	0	0	0	0	0
教育職	1	2	0	1	0	0	0	1
企業職	18	9	8	7	5	1	2	0
合計 (構成比)	320 (38.4%)	175 (21.0%)	132 (15.8%)	102 (12.2%)	66 (7.9%)	25 (3.0%)	14 (1.7%)	9

(注) 1 知事等とは、任命権者が、知事、議長、選挙管理委員会、代表監査委員、人事委員会、公営企業管理者及び下水道事業管理者であるものを言います(以下同じ)。

<教育委員会>

（単位：人）

区分	昇任							降任
	主任	主査級	主幹級	副課長級	課長級	副部長級	部長級	
一般行政職	67	67	49	11	9	7	2	2
医療職	1	3	0	0	0	0	0	0
技能労務職	0	0	0	0	0	0	0	0
教育職	0	0	0	0	0	0	0	0
合計 (構成比)	68 (31.5%)	70 (32.4%)	49 (22.7%)	11 (5.1%)	9 (4.2%)	7 (3.2%)	2 (0.9%)	2

(単位：人)

区分	昇任				降任
	主幹教諭	教頭	副校長	校長	
教育職	189	251	6	183	19
合計 (構成比)	189 (30.0%)	251 (39.9%)	6 (1.0%)	183 (29.1%)	19

<警察本部長>

(単位：人)

区分	昇任					降任
	巡査部長 主任	警部補 係長	警部 課長補佐	警視 調査官級	所属長級	
警察官	230	148	66	37	30	1
一般職員	28	19	12	3	3	0
研究職	3	2	1	1	0	0
合計 (構成比)	261 (44.8%)	169 (29.0%)	79 (13.6%)	41 (7.0%)	33 (5.7%)	1

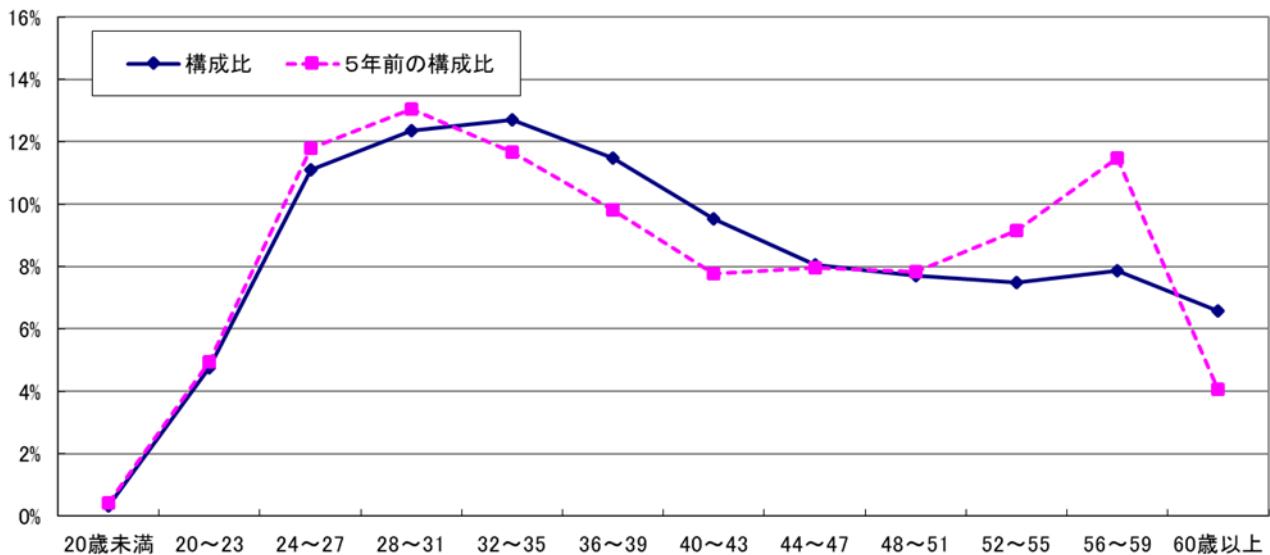
(3) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在 単位：人)

部門	区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由	
		令和5年	令和6年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	67	68	+1	執行体制の強化
		総務	1,219	1,243	+24	執行体制の強化
		税務	568	570	+2	税務事務のDX化への対応
		民生	1,083	1,106	+23	児童虐待防止対策の強化
		衛生	1,555	1,493	▲62	新型コロナウイルス感染症対応の体制見直し
		商工	334	322	▲12	執行体制の見直し
		労働	200	206	+6	企業人材サポートデスク熊谷の設置
		農林水産	900	915	+15	全国植樹祭の開催準備
		土木	1,274	1,281	+7	盛土規制法に基づく執行体制整備
		小計	7,200	7,204	+4	
		教育部門	41,187	41,604	+417	国の定数改善に伴う増
	警察部門	12,857	12,885	+28	定年引上げに伴う増	
	小計	61,244	61,693	+449		
公営企業部門	病院	185	193	+8	リハビリ提供体制の充実	
	水道	341	347	+6	高度浄水処理施設整備	
	下水道	127	127			
	その他	105	104	▲1	執行体制の見直し	
	小計	758	771	+13		
合計		62,002	62,464	+462		

(注) この表は、総務省定員管理調査の区分に基づき、職員の配置状況を行政部門別に表にしたもので、職員数は定数条例上の定数とは異なります。

(4) 年齢別職員構成の状況（令和6年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人 205	人 2,980	人 6,934	人 7,722	人 7,932	人 7,173	人 5,946	人 5,038	人 4,821	人 4,688	人 4,920	人 4,105	人 62,464

(5) 職員定数の適切な管理

業務のスクラップ・アンド・ビルドや事業手法の見直しを絶えず行うとともに、災害対応など県民の生命・財産に重大な影響を及ぼす事案に迅速的確に対応するため、組織体制及び職員定数等を見直しています。

なお、企業局、下水道局、教育委員会（事務局職員及び県立学校事務職員等県の裁量により削減が可能な職員に限る。）においても、職員定数を適切に管理することとしています。

2 職員の人事評価の状況

＜知事及び教育委員会（事務局職員）＞

評価制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> 実績評価：仕事の実績（業績と過程）を評価 <ul style="list-style-type: none"> ①業績評価：仕事の成果と手順を測定（目標管理を活用） ②職務遂行過程評価：職務遂行における過程の適正さを測定 能力評価：職務遂行を通じて発揮された能力と執務姿勢を評価 																																
対象職員	一般職の職員																																
評価期間等	<ul style="list-style-type: none"> 実績評価 <ul style="list-style-type: none"> 評価基準日：2月1日 評価対象期間：4月1日～3月31日 能力評価 <ul style="list-style-type: none"> 評価基準日：11月1日 評価対象期間：前年11月2日～11月1日（基準日以前1年間） 																																
評価の基準	<ul style="list-style-type: none"> 実績評価（最終評価） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">評語</th> <th style="width: 60%;">内容</th> <th style="width: 30%;">分布制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S</td> <td>実績が特に良好である</td> <td>対象者数の10%以内</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>(Sは実績が極めて良好な場合)</td> <td>対象者数の30%からSの数を除いた数以内</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>実績が良好である</td> <td rowspan="3">分布制限なし</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>実績がやや良好でない</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>実績が良好でない</td> </tr> </tbody> </table> 能力評価（最終評価） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">評語</th> <th style="width: 60%;">内容</th> <th style="width: 30%;">分布制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S</td> <td>職位における期待水準を大きく上まわる</td> <td>対象者数の10%以内</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>職位における期待水準を上まわる</td> <td>対象者数の30%からSの数を除いた数以内</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>職位における期待水準である</td> <td rowspan="3">分布制限なし</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>職位における期待水準を下まわる</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>職位における期待水準を大きく下まわる</td> </tr> </tbody> </table> 	評語	内容	分布制限	S	実績が特に良好である	対象者数の10%以内	A	(Sは実績が極めて良好な場合)	対象者数の30%からSの数を除いた数以内	B	実績が良好である	分布制限なし	C	実績がやや良好でない	D	実績が良好でない	評語	内容	分布制限	S	職位における期待水準を大きく上まわる	対象者数の10%以内	A	職位における期待水準を上まわる	対象者数の30%からSの数を除いた数以内	B	職位における期待水準である	分布制限なし	C	職位における期待水準を下まわる	D	職位における期待水準を大きく下まわる
評語	内容	分布制限																															
S	実績が特に良好である	対象者数の10%以内																															
A	(Sは実績が極めて良好な場合)	対象者数の30%からSの数を除いた数以内																															
B	実績が良好である	分布制限なし																															
C	実績がやや良好でない																																
D	実績が良好でない																																
評語	内容	分布制限																															
S	職位における期待水準を大きく上まわる	対象者数の10%以内																															
A	職位における期待水準を上まわる	対象者数の30%からSの数を除いた数以内																															
B	職位における期待水準である	分布制限なし																															
C	職位における期待水準を下まわる																																
D	職位における期待水準を大きく下まわる																																
評価結果等の活用	評価結果を、人事配置及び給与へ反映させるとともに、能力開発に活用している。																																
その他	評価者研修を実施（実施主体：彩の国さいたま人づくり広域連合）																																

<教育委員会（県立学校）>

<p>評価制度の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目標による管理の手法 ・ 実績(目標の達成状況)及び行動プロセス(能力、意欲等)を総合的に評価、教職員は併せてチームワーク行動を評価 ・ 複数の評価者による評価 ・ 評価結果のフィードバック ・ 評価結果の活用(人材育成、人事管理、給与への反映等) ・ 体系的な評価者研修の実施 ・ 苦情相談窓口の設置、苦情対応制度の整備 																		
<p>対象職員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全ての職員(埼玉県教育委員会教育長の定める者を除く。) 																		
<p>評価期間等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基準日: 2月1日 ・ 評価期間: 基準日の属する年度の4月1日から翌年の3月31日まで 																		
<p>評価の基準</p>	<p>実績及び行動プロセスの総合評価基準</p> <table border="1" data-bbox="475 680 1433 913"> <thead> <tr> <th>評価</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>職務を遂行する上で、通常必要な水準を大幅に上回っている</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしており 概ね期待どおりである</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしておらず、努力が必要である</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしておらず、支障をきたしている</td> </tr> </tbody> </table> <p>チームワーク行動の評価者評価の基準</p> <table border="1" data-bbox="475 1010 1444 1198"> <thead> <tr> <th>評価</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしており、期待どおりである。</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>職務を遂行する上で、通常必要な水準を概ね充たしているが 改善すべき点がある</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしておらず、支障をきたしている</td> </tr> </tbody> </table>	評価	内容	A	職務を遂行する上で、通常必要な水準を大幅に上回っている	B	職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしており 概ね期待どおりである	C	職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしておらず、努力が必要である	D	職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしておらず、支障をきたしている	評価	内容	A	職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしており、期待どおりである。	B	職務を遂行する上で、通常必要な水準を概ね充たしているが 改善すべき点がある	C	職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしておらず、支障をきたしている
評価	内容																		
A	職務を遂行する上で、通常必要な水準を大幅に上回っている																		
B	職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしており 概ね期待どおりである																		
C	職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしておらず、努力が必要である																		
D	職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしておらず、支障をきたしている																		
評価	内容																		
A	職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしており、期待どおりである。																		
B	職務を遂行する上で、通常必要な水準を概ね充たしているが 改善すべき点がある																		
C	職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしておらず、支障をきたしている																		
<p>評価結果等の活用</p>	<p>教職員の公正な人事管理に資するとともに、評価結果のフィードバックを通じて資質・能力向上を図る。 評価結果を基礎資料として、次年度の昇給及び勤勉手当へ反映させる。</p>																		
<p>その他</p>	<p>評価者研修テキスト(管理職向け)、教職員評価システムの手引き(教職員向け)を整備</p>																		

<警察本部長>

<p>評価制度の概要</p>	<p>人事評価は、実績評価及び能力評価の区分により実施している。</p> <p>1 実績評価 目標設定方式による評価、及び所掌する業務に対する成果やその過程における職務遂行に係る行為を定められた評価項目により評価する。</p> <p>2 能力評価 標準職務遂行能力に基づき、職務遂行に係る行為に現れた職員の保有する知識、判断等の能力を評価する。</p>
<p>対象職員</p>	<p>採用時教養終了後2月未満及び条件付採用期間中等の職員を除く警察官及び一般職員</p>
<p>評価期間等</p>	<p>実績評定及び能力評定</p> <p>(1) 評定日 : 12月1日</p> <p>(2) 評定期間 : 12月1日～翌11月30日</p>
<p>評価の基準</p>	<p>1 絶対評価（5段階評価） A：優秀 B：良好 C：普通 Dやや劣る～劣る E：大きく劣る</p> <p>2 相対評価（6段階評価） A：区分全体の10%以内 B：区分全体の25%以内 C+及びC：分布基準なし D及びE：区分全体の3%以上</p>
<p>評価結果等の活用</p>	<p>評価結果を人事管理に活用するとともに、評価の過程における指導育成や結果のフィードバックにより、活力ある組織を指向し職員の処遇の適正化を図った。</p>
<p>その他</p>	<p>人事評価の公平性を認識させるため、評価者に対する指導及び教養を実施した。</p>

3-1 職員の給与の状況（公営企業職員を除く。）

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和4年度の人件費
	人	千円	千円	千円	%	%
令和5年度	7,378,639	2,059,405,178	35,047,782	539,394,640	26.2	24.8

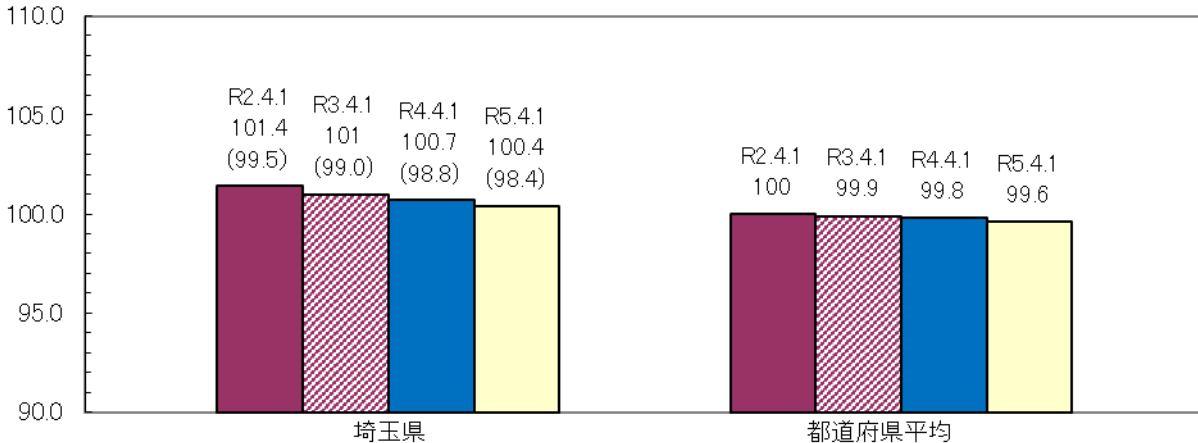
(注) 令和5年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A 給料
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
令和5年度	61,244	254,363,827	62,519,827	106,995,256	423,878,910	6,921

- (注) 1 令和5年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。
 2 職員手当には退職手当を含みません。
 3 職員数は、令和5年4月1日現在の人数です。
 4 給与費については、任期付短時間勤務職員（暫定再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指します。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数です。（補正前のラスパイレス指数×（1+当該団体の地域手当支給率）／（1+国の指定基準に基づく地域手当支給率）により算出。）

(4) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和6年4月1日現在）

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	41.8 歳	319,425 円	411,863 円
技能労務職	54.9 歳	322,835 円	378,075 円
高等学校等教育職	42.5 歳	362,230 円	429,169 円
小中学校教育職	39.5 歳	351,980 円	414,465 円
警察職	38.5 歳	343,030 円	485,425 円

- (注) 1 職種の区分については、総務省地方公務員給与実態調査の職種区分表によります。（以下同じ）
 一般行政職・・・行政職給料表適用者（ただし、国の税務職俸給表及び福祉職俸給表に該当する職員、指導主事、社会教育主事並びに高等看護学院及び農業大学の教員を除く）及び事務職給料表適用者
 技能労務職・・・技能職給料表適用者
 高等学校等教育職・・・教育職給料表(1)適用者並びに高等看護学院及び農業大学の教員
 小中学校教育職・・・教育職給料表(2)適用者
 警察職・・・公安職給料表適用者
 2 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。
 3 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。

(5) 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区分		初任給	2年後の給料
一般行政職	大学卒	205,579円	216,549円
	高校卒	173,584円	184,656円
技能労務職	高校卒	176,428円	188,312円
	中学卒	159,872円	169,115円
高等学校教育職	大学卒	229,652円	241,840円
	高校卒	186,281円	201,923円
小中学校教育職	大学卒	229,652円	241,840円
警察職	大学卒	238,285円	250,575円
	高校卒	212,181円	220,510円

(注) 高等学校教育職・・・高等学校等教育職から特殊教育諸学校、高等看護学院及び農業大学の教員を除いたもの

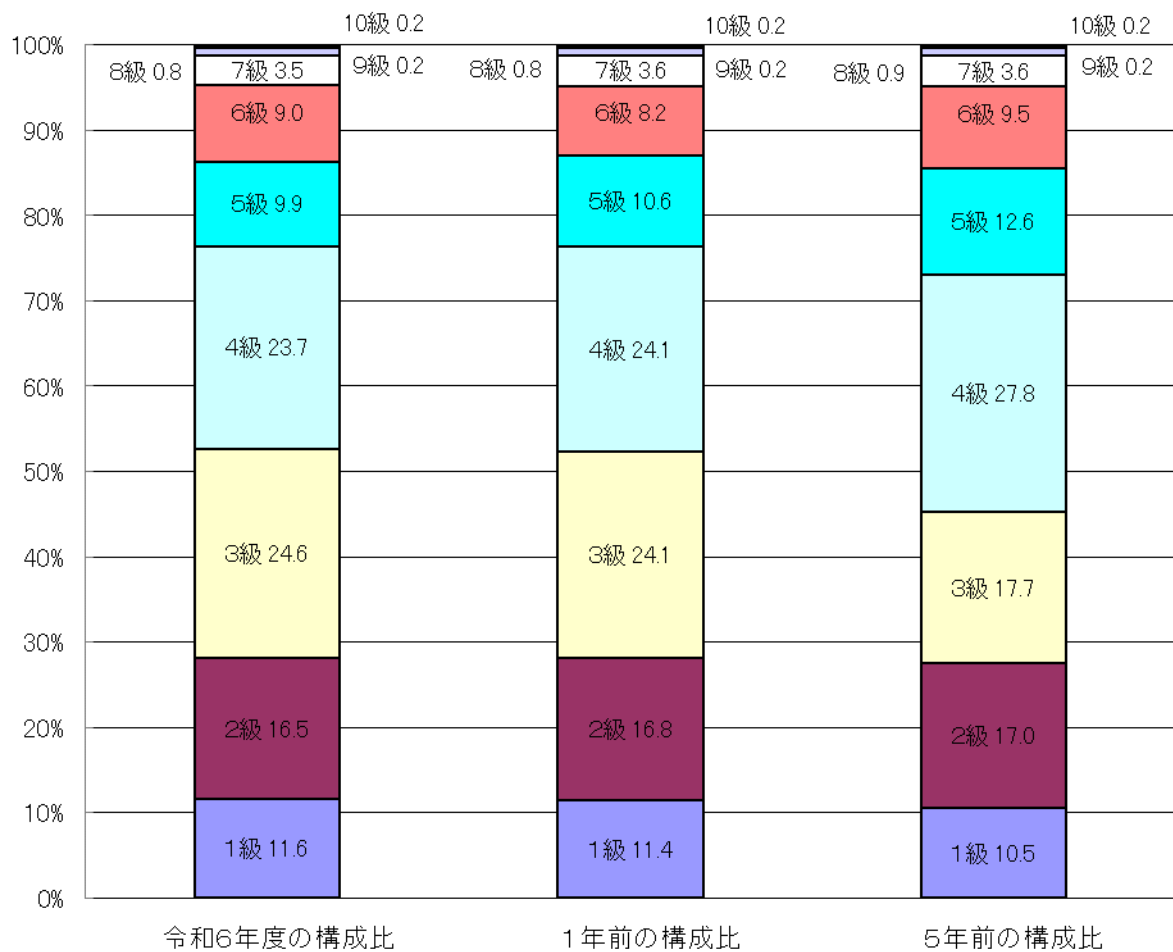
(6) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和6年4月1日現在）

区分		経験年数10年以上15年未満	経験年数20年以上25年未満
一般行政職	大学卒	295,910円	373,149円
	高校卒	255,028円	324,552円
技能労務職	高校卒	—	—
	中学卒	—	—
高等学校教育職	大学卒	349,434円	418,466円
	高校卒	274,083円	328,309円
小中学校教育職	大学卒	349,248円	414,263円
警察職	大学卒	318,887円	401,108円
	高校卒	286,748円	369,902円

(7) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和6年4月1日現在）

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	計
標準的な職務内容	主事技師	主事技師	主査主任	主査	主幹	副課長主幹	課長	副部長	部局長	本庁部長	
職員数	人 1,080	人 1,540	人 2,298	人 2,215	人 923	人 844	人 325	人 73	人 20	人 16	人 9,334
構成比	% 11.6	% 16.5	% 24.6	% 23.7	% 9.9	% 9.0	% 3.5	% 0.8	% 0.2	% 0.2	% 100.0

- (注) 1 埼玉県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(8) 昇給への人事評価の反映状況（知事部局）

毎年度、実績評価及び能力評価で構成される人事評価を全職員に実施。
 課所長級以上の職員については、人事評価結果を基に、昇給の号給数（8～0号給）を決定。
 副課長級以下の職員については、能力評価結果に基づき、昇給の号給数（5以上～0号給）を決定。

(9) 職員手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

埼 玉 県	国
1人当たりの平均支給額（令和5年度決算） 1,707千円	—
（令和5年度支給割合） 期末手当 2.45月分 勤勉手当 2.05月分 （1.375月分 0.975月分）	（令和5年度支給割合） 期末手当 2.45月分 勤勉手当 2.05月分 （1.375月分 0.975月分）
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

- (注) 1 令和5年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。
2 ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

【参考】勤勉手当への人事評価の反映状況（知事部局）

毎年度、実績評価及び能力評価で構成される人事評価を全職員に実施。実績評価結果に基づき、5段階の支給割合を決定。なお、暫定再任用職員については4段階の支給割合を決定。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

埼 玉 県			国		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)	
1人当たりの平均支給額 (令和5年度決算)	(自己都合) 9,931千円	(勸奨・定年) 21,584千円			

- (注) 1 令和5年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。
2 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）	21,961,770千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	359千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数
埼玉県内	8.3%	9,323人
東京都特別区等	11.3%	11人

エ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）	3,148,633千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	130千円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度決算）	39.5%
手当の種類（手当数）	28手当

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務手当	県税事務所等に勤務する職員	県税の賦課徴収業務	月額 17,000 円 日額 650 円
福祉保健業務手当	福祉事務所等に勤務する職員	ケースワーク等の相談業務等	月額 9,700 円～20,000 円 日額 320 円
介助及び汚物処理作業手当	病院等に勤務する職員	入院患者の介助及び汚物処理の作業	月額 8,000 円 日額 320 円
動物取扱手当	保健所等に勤務する職員	野犬捕獲等の業務	日額 370 円～400 円 月額 12,500 円
土木作業手当	県土整備事務所等に勤務する職員	交通の頻繁な道路上での測量等	日額 340 円
消防訓練指導手当	消防学校に勤務する職員	特に危険な消防訓練の指導業務	日額 370 円
公害調査等業務手当	環境管理事務所等に勤務する職員	有毒物を発散する場所での調査等	日額 370 円
し尿処理施設等検査手当	環境管理事務所等に勤務する職員	し尿処理施設又は浄化槽の立入検査等	日額 320 円
保安検査等業務手当	化学保安課等に勤務する職員	危険物貯蔵所の立入検査の業務	日額 370 円
試験等業務手当	試験研究機関等に勤務する職員	人体に有害なガスの発生を伴う業務	日額 300 円
放射線取扱手当	放射線を取り扱う職員	放射線照射装置を使用しての撮影又は透視作業	日額 320 円
防疫業務手当	保健所等に勤務する職員	感染症の患者の救護等	日額 320 円～4,000 円
用地交渉等手当	県土整備事務所等に勤務する職員	用地取得等の交渉業務	日額 650 円
災害応急作業等手当	県土整備事務所等に勤務する職員	重大な災害が発生した道路等での応急作業等	日額 610 円～730 円
特殊現場作業手当	農林振興センター等に勤務する職員	高所や水中等特殊な場所での工事作業等	日額 320 円～370 円
遺体取扱手当	遺体を取り扱う職員	遺体を取り扱う作業	1 体 800 円～2,500 円
夜間看護手当	病院に勤務する看護師等	深夜の看護業務	勤務 1 回 2,150 円～7,300 円
変則勤務手当	変則勤務課所に勤務する職員	深夜の業務等	勤務 1 回 410 円～1,600 円
航空業務手当	防災航空隊に勤務する職員	搜索救難の業務	1 時間 1,900 円

警察業務手当	警察職員	犯罪捜査又は被疑者逮捕等の業務	日額 460 円等
東日本大震災対処業務手当	原発敷地内等での業務に従事する職員	東日本大震災に対処するための原発敷地内等での業務	日額 660 円～13,300 円
原子力災害対処業務手当	原発敷地内等での業務に従事する職員	東日本大震災以外の原子力災害に対処するための原発敷地内等での業務	日額 40,000 円を超えない範囲内の額
多学年学級担当手当	小中学校の教育職員	2 年以上の学年の児童等で編成される学級での授業等	日額 290 円
兼務手当	県立高等学校の教育職員	正規の勤務時間外に行う兼務課程の勤務	1 時間 1,200 円～1,800 円
実習等指導手当	県立学校等に勤務する職員	農業実習の教育指導及び理療・看護の教育指導	月額 20,000 円 日額 180 円～400 円
教員特殊業務手当	教育職員	修学旅行での児童等の引率等	日額 900 円～16,000 円
教育業務連絡指導手当	教育職員	教務等についての連絡調整及び指導助言	日額 200 円
夜間学級担当手当	本務として夜間学級に勤務する職員	夜間学級の担当等	月額 21,000 円 日額 730 円

(注) 令和5年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	12,704,621千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	575千円
支給実績（令和4年度決算）	12,841,894千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	581千円

(注) 1 令和5年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、それぞれ、4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含んでいます。

3 夜間勤務手当を含んでいます。

カ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 → 配偶者6,500円、子10,000円等	同		千円 5,105,113	千円 247
住居手当	借家等居住者 → 家賃に応じて月額最高28,000円	同		千円 4,625,519	千円 328
初任給調整 手当	大学卒業後一定期間内に採用された 医師又は歯科医師の職員に支給 → 309,200円(又は51,100円)以内	同		千円 83,870	千円 2,396
通勤手当	①交通機関（電車等）利用者 → 運賃等相当額 （原則として6カ月定期券価額）	異	支給上限	千円 6,618,534	千円 122
	②交通用具（自動車等）利用者 → 距離に応じた額	異	支給額等		

単身赴任手当	単身赴任の職員に支給 → 30,000円+加算額	同		千円 15,420	千円 367
特地勤務手当	生活の著しく不便な山間地に勤務する職員に支給 → 支給率4%~8%	同		千円 -	千円 -
へき地手当	生活の著しく不便な山間地に勤務する学校職員に支給 → 支給率4~16%	同		千円 -	千円 -
休日勤務手当	祝日等において勤務を命ぜられた職員に支給 → 勤務1時間当たりの給与額×135/100	同		千円 949,909	千円 333
宿日直手当	宿直又は日直勤務をした場合に支給 → 勤務1回につき、1,050円~31,500円	同		千円 1,328,282	千円 274
管理職員特別勤務手当	管理職が祝日等に勤務した場合に支給 → 勤務1回につき、2,000円~18,000円	同		千円 83,361	千円 651
夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時までの間(深夜)に勤務した職員に支給 → 勤務1時間当たりの給与額×25/100	同		千円 -	千円 -
管理職手当	管理、監督の地位にある職員に支給 → 月額25,900円~139,600円	同		千円 3,185,998	千円 820
義務教育等教員特別手当	義務教育諸学校等に勤務する教育職員に支給 → 月額2,000~8,000円			千円 2,286,535	千円 63
定時制通信教育手当	定時制の課程又は通信制の課程に勤務する教育職員に支給 → 各級ごとに定額(月額) 夜間勤務1回につき730円(日額)			千円 176,959	千円 315
産業教育手当	農業又は工業に関する実習を行う高等学校の教育職員に支給 → 各級ごとに定額(月額)			千円 221,392	千円 374
農林業普及指導手当	農業又は林業に関する普及指導業務を行う職員(管理職を除く。)に支給 → 支給率6%			千円 23,911	千円 254

(10) 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	知 事	1,420,000円		
	副知事	1,134,000円		
報 酬	議 長	1,144,000円		
	副議長	1,016,000円		
	議 員	927,000円		
期 末 手 当	知 事 副知事	(令和5年度支給割合) 3.40月分		
	議 長 副議長 議 員	(令和5年度支給割合) 3.40月分		
退 職 手 当		(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	知 事	$1,420,000円 \times 12 \times \text{在職年数} \times 0.60$	40,896,000円	任期毎
	副知事	$1,134,000円 \times 12 \times \text{在職年数} \times 0.46$	25,038,720円	任期毎

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

3-2 公営企業職員の給与の状況

(1) 工業用水道事業

ア 職員給与費の状況（決算）

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和4年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和5年度	千円 1,853,659	千円 ▲170,166	千円 210,380	% 11.3	% 9.7

(注) 1 令和5年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 資本勘定支弁職員に係る職員給与費25,925千円を含みません。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和5年度	人 25	千円 97,588	千円 31,109	千円 41,747	千円 170,444	千円 6,818

(注) 1 令和5年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 職員手当には退職手当を含みません。

3 職員数は、令和6年3月31日現在の人数です。

4 給与費については、任期付短時間勤務職員（暫定再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和6年4月1日現在）

平均年齢	基本給	平均月収額
38.7歳	341,317円	596,085円

(注) 1 基本給は、給料、扶養手当及び地域手当の合算額です。

2 平均月収額には、期末・勤勉手当を含みます。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

1人当たりの平均支給額（令和5年度決算）	
1,656千円	
(令和5年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当
2.45月分	2.05月分
(1.35月分)	(0.95月分)
(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算	5~20%
・管理職加算	15~25%

(注) 1 令和5年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 () 内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

(イ) 退職手当（令和6年4月1日現在）

(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)	
1人当たりの平均支給額 (令和5年度決算)	(自己都合) 0円	(勸奨・定年) 0千円

(注) 1 令和5年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額です。

(ウ) 地域手当 (令和6年4月1日現在)

支給実績 (令和5年度決算)	8,319千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)	333千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数
埼玉県内	8.3%	25人

(注) 令和5年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(エ) 特殊勤務手当 (令和6年4月1日現在)

支給実績 (令和5年度決算)	2,635千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)	176千円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (令和5年度決算)	60.0%		
手当の種類 (手当数)	3手当		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
現場業務手当	浄水場に勤務する職員	給水に関する現場業務等	月額13,000円 日額650円
用地交渉等業務手当	右の業務に従事する職員	用地取得又は損失補償の交渉業務	日額650円
夜間業務手当	浄水場に勤務する職員	正規の勤務時間の一部又は全部が深夜に行われる業務	勤務1回1,300円

(注) 令和5年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(オ) 時間外勤務手当

支給実績 (令和5年度決算)	8,730千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)	380千円
支給実績 (令和4年度決算)	6,168千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和4年度決算)	257千円

(注) 1 令和5年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、それぞれ、4月1日現在の総職員数 (管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) であり、短時間勤務職員を含んでいます。

3 休日勤務手当及び夜間勤務手当を含んでいます。

(カ) その他の手当 (令和6年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の 制度との異同	一般行政職の制 度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 → 配偶者6,500円、子10,000円等	同		千円 2,166	千円 241
住居手当	借家等居住者 → 家賃に応じて月額最高28,000円	同		千円 2,638	千円 330
初任給調整手当	大学卒業後一定期間内に採用された 医師又は歯科医師の職員に支給 → 308,600円 (又は50,800円) 以内	同		千円 0	千円 0
通勤手当	①交通機関 (電車等) 利用者 → 運賃等相当額 (原則として6カ月定期券価額)	同		千円 4,733	千円 215
	②交通用具 (自動車等) 利用者 → 距離に応じた額	同			
単身赴任手当	単身赴任の職員に支給 → 30,000円+加算額	同		千円 0	千円 0
特地勤務手当	生活の著しく不便な山間地に勤務する 職員に支給 → 支給率4~8%	同		千円 0	千円 0

休日勤務手当	祝日等において勤務を命ぜられた職員に支給 → 勤務1時間当たりの給与額×135/100	同		千円 1,171	千円 51
宿日直手当	宿直又は日直勤務をした場合に支給 → 勤務1回につき、1,050円～31,500円	同		千円 0	千円 0
管理職員特別勤務手当	管理職が祝日等に勤務した場合に支給 → 勤務1回につき2,000円～18,000円	同		千円 6	千円 6
夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時までの間（深夜）に勤務した職員に支給 → 勤務1時間当たりの給与額×25/100	同		千円 -	千円 -
管理職手当	管理、監督の地位にある職員に支給 → 月額25,900円～136,000円	同		千円 1,812	千円 906

(注) 令和5年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(2) 水道用水道事業

ア 職員給与費の状況 (決算)

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和4年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和5年度	千円 42,948,312	千円 1,235,098	千円 2,266,846	% 5.3	% 5.0

(注) 1 令和5年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 資本勘定支弁職員に係る職員給与費723,350千円を含みません。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和5年度	人 343	千円 1,354,667	千円 457,017	千円 566,345	千円 2,378,029	千円 6,933

(注) 1 令和4年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 職員手当には退職手当を含みません。

3 職員数は、令和6年3月31日現在の人数です。

4 給与費については、任期付短時間勤務職員（暫定再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (令和6年4月1日現在)

平均年齢	基本給	平均月収額
41.9歳	364,875円	594,982円

(注) 1 基本給は、給料、扶養手当及び地域手当の合算額です。

2 平均月収額には、期末・勤勉手当を含みます。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

1人当たりの平均支給額 (令和5年度決算)	1,645千円	
(令和5年度支給割合)	期末手当	勤勉手当
	2.45月分	2.05月分
	(1.35月分)	(0.95月分)
(加算措置の状況)	職制上の段階、職務の級等による加算措置	
	・ 役職加算	5~20%
	・ 管理職加算	15~25%

(注) 1 令和5年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

(イ) 退職手当 (令和6年4月1日現在)

(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)	
1人当たりの平均支給額	(自己都合)	(勸奨・定年)
(令和5年度決算)	15,662千円	20,264千円

(注) 1 令和5年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額です。

(ウ) 地域手当 (令和6年4月1日現在)

支給実績 (令和5年度決算)	115,887千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)	333千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数
埼玉県内	8.3%	347人
東京都内	11.3%	1人

(注) 令和5年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(エ) 特殊勤務手当 (令和6年4月1日現在)

支給実績 (令和5年度決算)	41,518千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)	171千円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (令和5年度決算)	70.1%		
手当の種類 (手当数)	3手当		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
現場業務手当	浄水場に勤務する職員	給水に関する現場業務等	月額13,000円 日額650円
用地交渉等業務手当	右の業務に従事する職員	用地取得又は損失補償の交渉業務	日額650円
夜間業務手当	浄水場に勤務する職員	正規の勤務時間の一部又は全部が深夜に行われる業務	勤務1回1,300円

(注) 令和5年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(オ) 時間外勤務手当

支給実績 (令和5年度決算)	147,417千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)	466千円
支給実績 (令和4年度決算)	126,873千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和4年度決算)	404千円

(注) 1 令和5年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、それぞれ、4月1日現在の総職員数 (管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) であり、短時間勤務職員を含んでいます。

3 休日勤務手当及び夜間勤務手当を含んでいます。

(カ) その他の手当 (令和6年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の 制度との異同	一般行政職の制 度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 → 配偶者6,500円、子10,000円等	同		千円 34,066	千円 247
住居手当	借家等居住者 → 家賃に応じて月額最高28,000円	同		千円 31,439	千円 324
初任給調整手当	大学卒業後一定期間内に採用された 医師又は歯科医師の職員に支給 → 308,600円(又は50,800円)以内	同		千円 0	千円 0
通勤手当	①交通機関 (電車等) 利用者 → 運賃等相当額 (原則として6カ月定期券価額)	同		千円 55,783	千円 174
	②交通用具 (自動車等) 利用者 → 距離に応じた額	同			
単身赴任手当	単身赴任の職員に支給 → 30,000円+加算額	同		千円 0	千円 0

特地勤務手当	生活の著しく不便な山間地に勤務する職員に支給 → 支給率4~8%	同		千円 0	千円 0
休日勤務手当	祝日等において勤務を命ぜられた職員に支給 → 勤務1時間当たりの給与額×135/100	同		千円 24,207	千円 76
宿日直手当	宿直又は日直勤務をした場合に支給 → 勤務1回につき1,050円~31,500円	同		千円 0	千円 0
管理職員特別勤務手当	管理職が祝日等に勤務した場合に支給 → 勤務1回につき、2,000円~18,000円	同		千円 55	千円 7
夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時までの間（深夜）に勤務した職員に支給 → 勤務1時間当たりの給与額×25/100	同		千円 -	千円 -
管理職手当	管理、監督の地位にある職員に支給 → 月額25,900円~136,000円	同		千円 31,033	千円 1,001

(注) 令和5年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(3) 地域整備事業

ア 職員給与費の状況 (決算)

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和4年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和5年度	千円 5,928,878	千円 1,604,661	千円 194,203	% 3.3	% 1.8

(注) 1 令和5年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 資本勘定支弁職員に係る職員給与費231,085千円を含みません。

3 造成した産業団地の売却実績で、「総費用」が変動するため、年度により「総費用に占める職員給与費比率」が大きく異なることがあります。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和5年度	人 48	千円 193,095	千円 59,746	千円 83,859	千円 336,700	千円 7,015

(注) 1 令和5年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 職員手当には退職手当を含みません。

3 職員数は、令和6年3月31日現在の人数です。

4 給与費については、任期付短時間勤務職員（暫定再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (令和6年4月1日現在)

平均年齢	基本給	平均月収額
41.7歳	365,469円	599,133円

(注) 1 基本給は、給料、扶養手当及び地域手当の合算額です。

2 平均月収額には、期末・勤勉手当を含みます。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

1人当たりの平均支給額 (令和5年度決算)	
1,732千円	
(令和5年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当
2.45月分	2.05月分
(1.35月分)	(0.95月分)
(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・ 役職加算	5~20%
・ 管理職加算	15~25%

(注) 1 令和5年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 () 内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

(イ) 退職手当 (令和6年4月1日現在)

(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)	
1人当たりの平均支給額 (令和5年度決算)	(自己都合) 0千円	(勸奨・定年) 0千円

(注) 1 令和5年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額です。

(ウ) 地域手当 (令和6年4月1日現在)

支給実績 (令和5年度決算)	16,976千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)	354千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数
埼玉県内	8.3%	48人

(注) 令和5年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(エ) 特殊勤務手当 (令和6年4月1日現在)

支給実績 (令和5年度決算)	1,465千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)	67千円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (令和5年度決算)	45.8%		
手当の種類 (手当数)	2手当		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
現場業務手当	地域整備事務所に勤務する職員	団地造成又は地域振興施設整備に関する現場業務等	月額7,800円 日額650円
用地交渉等業務手当	右の業務に従事する職員	用地取得又は損失補償の交渉業務	日額650円

(注) 令和5年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(オ) 時間外勤務手当

支給実績 (令和5年度決算)	17,944千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)	427千円
支給実績 (令和4年度決算)	14,936千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和4年度決算)	347千円

(注) 1 令和5年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、それぞれ、4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含んでいます。

3 休日勤務手当及び夜間勤務手当を含んでいます。

(カ) その他の手当 (令和6年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の 制度との異同	一般行政職の制 度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 → 配偶者6,500円、子10,000円等	同		千円 6,799	千円 272
住居手当	借家等居住者 → 家賃に応じて月額最高28,000円	同		千円 3,249	千円 325
初任給調整手当	大学卒業後一定期間内に採用された 医師又は歯科医師の職員に支給 → 308,600円(又は50,800円)以内	同		千円 0	千円 0
通勤手当	①交通機関(電車等)利用者 → 運賃等相当額 (原則として6カ月定期券価額)	同		千円 6,457	千円 154
	②交通用具(自動車等)利用者 → 距離に応じた額	同			
単身赴任手当	単身赴任の職員に支給 → 30,000円+加算額	同		千円 0	千円 0
特地勤務手当	生活の著しく不便な山間地に勤務する 職員に支給 → 支給率4~8%	同		千円 0	千円 0

休日勤務手当	祝日等において勤務を命ぜられた職員に支給 → 勤務1時間当たりの給与額×135/100	同		千円 22	千円 1
宿日直手当	宿直又は日直勤務をした場合に支給 → 勤務1回につき、1,050円～31,500円	同		千円 0	千円 0
管理職員特別勤務手当	管理職が祝日等に勤務した場合に支給 → 勤務1回につき、2,000円～18,000円	同		千円 18	千円 6
夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時までの間 (深夜)に勤務した職員に支給 → 勤務1時間当たりの給与額×25/100	同		千円 -	千円 -
管理職手当	管理、監督の地位にある職員に支給 → 月額25,900円～136,000円	同		千円 6,478	千円 1,008

(注) 令和5年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(4) 流域下水道事業

ア 職員給与費の状況 (決算)

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和4年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和5年度	千円 49,812,667	千円 △1,558,916	千円 736,157	% 1.5	% 1.4

(注) 1 令和5年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 資本勘定支弁職員に係る職員給与費455,455千円を含みません。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和5年度	人 126	千円 506,950	千円 150,751	千円 218,887	千円 876,589	千円 6,902

(注) 1 令和5年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 職員手当には、退職手当を含みません。

3 職員数は、令和6年3月31日現在の人数です。

4 給与費については、任期付短時間勤務職員(暫定再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (令和6年4月1日現在)

平均年齢	基本給	平均月収額
43.3歳	379,134円	595,682円

(注) 1 基本給は、給料、扶養手当及び地域手当の合算額です。

2 平均月収額には、期末・勤勉手当を含みます。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

1人当たりの平均支給額 (令和5年度決算)	
1,871千円	
(令和5年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当
2.45月分	2.05月分
(1.375月分)	0.975月分)
(加算措置の状況)	
職務上の段階、職務の等級による加算措置	
・役職加算	5~20%
・管理職加算	15~25%

(注) 1 令和5年度決算については、議会の認定に付されている数字であり、現在、審議中です。

2 () 内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

(イ) 退職手当 (令和6年4月1日現在)

(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年早期退職特例措置 (2~45%加算)	
1人当たりの平均支給額 (令和5年度決算)	(自己都合) 0千円	(勸奨・定年) 0千円

(注) 1 令和5年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 退職手当の1人あたりの平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額です。

(ウ) 地域手当 (令和6年4月1日現在)

支給実績 (令和5年度決算)		45,145千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)		361千円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数
埼玉県内	8.3%	125人
東京都特別区等	11.3%	0人

(注) 令和5年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(エ) 特殊勤務手当 (令和6年4月1日現在)

支給実績 (令和5年度決算)		26千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)		1千円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (令和5年度決算)		26.2%	
手当の種類 (手当数)		5手当	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
土木作業手当	下水道事務所に勤務する職員	交通の頻繁な道路上での測量等	日額340円
下水道施設検査手当	下水道事務所に勤務する職員	下水道の管渠及びマンホール内で行う調査等	日額320円
用地交渉等手当	下水道事務所に勤務する職員	用地取得等の交渉業務	日額650円
特殊現場作業手当	下水道事務所に勤務する職員	高所等特殊な場所での工事作業等	日額370円
災害応急作業等手当	下水道事務所に勤務する職員	重大な災害が発生した下水道施設での応急作業等	日額610円~730円

(注) 令和5年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(オ) 時間外勤務手当

支給実績 (令和5年度決算)	50,656千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)	545千円
支給実績 (令和4年度決算)	44,341千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和4年度決算)	477千円

(注) 1 令和5年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、それぞれ4月1日現在の職員総数 (管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とならない職員を除く。) であり、短時間勤務職員を含んでいます。

3 休日勤務手当を含んでいます。

(カ) その他の手当 (令和6年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の 制度との異同	一般行政職の制度 と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 →配偶者6,500円、子10,000円等	同	-	千円 16,353	千円 297
住居手当	借家等居住者 →家賃に応じて月額最高28,000円	同	-	千円 9,559	千円 319
初任給調整 手当	大学卒業後一定期間内に採用された 医師又は歯科医師の職員に支給 →308,600円(又は50,800円)以内	同	-	千円 0	千円 0
通勤手当	①交通機関(電車等)利用者 →運賃等相当額(原則として6カ月 定期券価額) ②交通用具(自動車等)利用者 →距離に応じた額	同	-	千円 14,708	千円 143
単身赴任手当	単身赴任の職員に支給 →30,000円+加算額	同	-	千円 0	千円 0
休日勤務手当	祝日等において勤務を命ぜられた職 員に支給 →勤務1時間当たりの給与額×135/100	同	-	千円 44	千円 15
管理職員特別 勤務手当	管理職が祝日等に勤務した場合に支 給 →勤務1回につき2,000円~18,000円	同	-	千円 135	千円 10
夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時までの 間(深夜)に勤務した職員に支給 →勤務1時間当たりの給与額×25/100	同	-	千円 4	千円 4
管理職手当	管理、監督の地位にある職員に支給 →月額57,800円~136,000円	同	-	千円 14,314	千円 1,022

(注) 令和5年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況（市町村立学校教職員を除く。）

(1) 勤務時間の状況（令和6年4月1日現在）

ア 1週間の勤務時間

38時間45分

イ 勤務時間

開始時刻	終了時刻	休憩時間
午前8時30分	午後5時15分	午後0時00分～午後1時00分

(注) 勤務の特殊性その他の理由により、上記と異なる場合があります。

(2) 年次有給休暇の使用状況（令和5年1月1日～令和5年12月31日）

令和5年の職員1人当たりの平均使用日数：13.0日

(3) 病気休暇の取得状況（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

(単位：人)

任命権者名	取得者数
知事等	525
教育委員会	2,602
警察本部長	353
計	3,480

(4) 特別休暇の状況（令和6年4月1日現在）

種 類	付与日数
1 出産休暇	出産予定日6週間前の日から産後8週間を経過するまでの期間
2 通院休暇	妊娠満23週まで 4週間に1回 満24週から満35週まで 2週間に1回 満36週から出産まで 1週間に1回 産後1年まで 1回
3 通勤休暇	正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて1日を通じて1時間を超えない範囲内でそれぞれ必要と認められる時間
4 妊娠障害休暇	14日の範囲内において必要と認められる期間
5 育児休暇	1日2回（1日を通じて90分を超えない範囲内）
6 子育て休暇	義務教育終了前の子を養育する職員が、子の看護等で勤務しないことが相当であると認められるとき（一の年において7日（義務教育終了前の子が2人以上の場合は10日）の範囲内の期間）
7 家族看護休暇	配偶者、父母等を看護するために勤務しないことが相当であると認められる場合（一の年において3日の範囲内の期間）

8 短期介護休暇	要介護者の介護等のために勤務しないことが相当であると認められる場合（一の年において5日（要介護者が2人以上の場合は10日）の範囲内の期間）																											
9 生理休暇	3日の範囲内においてその都度必要とする期間																											
10 忌引休暇	<table border="1"> <thead> <tr> <th>親族</th> <th colspan="2">日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配偶者</td> <td colspan="2">10日</td> </tr> <tr> <td></td> <th>血族</th> <th>姻族</th> </tr> <tr> <td>1 親等直系尊属</td> <td>7日</td> <td>3日</td> </tr> <tr> <td>1 親等直系卑属</td> <td>7日</td> <td>1日</td> </tr> <tr> <td>2 親等直系尊属</td> <td>3日</td> <td>1日</td> </tr> <tr> <td>2 親等直系卑属</td> <td>1日</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>2 親等傍系者</td> <td>3日</td> <td>1日</td> </tr> <tr> <td>3 親等傍系尊属</td> <td>1日</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	親族	日数		配偶者	10日			血族	姻族	1 親等直系尊属	7日	3日	1 親等直系卑属	7日	1日	2 親等直系尊属	3日	1日	2 親等直系卑属	1日	—	2 親等傍系者	3日	1日	3 親等傍系尊属	1日	—
親族	日数																											
配偶者	10日																											
	血族	姻族																										
1 親等直系尊属	7日	3日																										
1 親等直系卑属	7日	1日																										
2 親等直系尊属	3日	1日																										
2 親等直系卑属	1日	—																										
2 親等傍系者	3日	1日																										
3 親等傍系尊属	1日	—																										
11 父母等の追悼のための休暇	1日																											
12 夏季休暇	5日																											
13 感染症予防法による交通の制限若しくは遮断又は健康診断の場合	その都度必要と認められる期間																											
14 災害等又は交通途絶により出勤することが著しく困難な場合	その都度必要と認められる期間																											
15 災害等における退勤時の危険回避の場合	その都度必要と認められる期間																											
16 災害による住居の被災の場合	7日の範囲内においてその都度必要と認められる期間																											
17 結婚休暇	7日の範囲内の期間																											
18 出生サポート休暇	5日（体外受精及び顕微授精を受ける場合は、10日）の範囲内の期間																											
19 出産補助休暇	3日の範囲内においてその都度必要と認められる期間																											
20 男性職員の育児参加のための休暇	5日の範囲内においてその都度必要と認められる期間																											
21 ドナー休暇	その都度必要と認められる期間																											
22 献血休暇	その都度必要と認められる時間																											
23 ボランティア休暇	1の年において5日（委員会と協議して定めるときは10日）の範囲内の期間																											

(5) 介護休暇の取得状況 (令和5年度)

(単位:人)

	介護休暇 取得者数	要介護者 (職員との続柄別)							
		配偶者	父 母	子	配偶者 の父母	祖父母	兄弟姉妹	孫	その他
男性職員	6	0	5	1	0	0	0	0	0
女性職員	32	1	24	6	1	0	0	0	0
計	38	1	29	7	1	0	0	0	0

(単位:人)

	計	介護休暇承認期間					
		1月以下	1月超え 2月以下	2月超え 3月以下	3月超え 4月以下	4月超え 5月以下	5月超
男性職員	6	0	2	2	0	0	2
女性職員	32	7	7	8	3	3	4
計	38	7	9	10	3	3	6

(6) 介護時間の取得状況 (令和5年度)

(単位:人)

	介護時間 取得者数	要介護者数 (職員との続柄別)							
		配偶者	父 母	子	配偶者 の父母	祖父母	兄弟姉妹	孫	その他
男性職員	4	0	4	0	0	0	0	0	0
女性職員	15	0	5	9	1	0	0	0	0
計	19	0	9	9	1	0	0	0	0

(単位:人)

	計	介護時間承認期間					
		6月以下	6月超 1年以下	1年超 1年6月以下	1年6月超 2年以下	2年超 2年6月以下	2年6月超
男性職員	4	3	1	0	0	0	0
女性職員	15	10	3	0	0	0	2
計	19	13	4	0	0	0	2

5 職員の休業に関する状況（令和5年度）（市町村立学校教職員を除く。）

(1) 修学部分休業の状況

ア 取得状況等（令和5年度中に新たに修学部分休業を取得した職員について）（単位：人）

	取得者数	教育施設						
		大学院	大学	短期大学	高等専門学校	専修学校	各種学校	その他
男性職員	1	0	1	0	0	0	0	0
女性職員	0	0	0	0	0	0	0	0
計	1	0	1	0	0	0	0	0

イ 1週間の取得時間（平均）（同上）（単位：人）

	取得者数	1週間の取得時間（平均）			
		5時間以下	5時間超 10時間以下	10時間超 15時間以下	15時間超
男性職員	1	0	0	0	1
女性職員	0	0	0	0	0
計	1	0	0	0	1

(2) 自己啓発等休業の状況

ア 取得状況等（令和5年度中に新たに自己啓発等休業を取得した職員について）（単位：人）

	取得者数	取得事由						
		大学院	大学	外国の 大学院・大学	その他 教育施設	JICA等	姉妹 都市等	その他 奉仕活動
男性職員	4	1	0	2	0	1	0	0
女性職員	5	2	0	0	1	2	0	0
計	9	3	0	2	1	3	0	0

イ 承認期間（同上）（単位：人）

	取得者数	承認期間			
		1年以下	1年超 2年以下	2年超 3年以下	合計
男性職員	1	3	0	4	
女性職員	2	2	1	5	
計	3	5	1	9	

(3) 配偶者同行休業の状況

ア 取得者数等（令和5年度中に新たに配偶者同行休業を取得した職員について）（単位：人）

	取得者数	配偶者が外国に滞在する理由			
		外国での勤務	事業経営その他 個人が業として 行う活動	外国の大学にお ける修学	その他
男性職員	0	0	0	0	0
女性職員	1	1	0	0	0
計	1	1	0	0	0

イ 承認期間（同上）（単位：人）

	取得者数	承認期間			
		1年以下	1年超 2年以下	2年超 3年以下	合計
男性職員	0	0	0	0	
女性職員	0	0	1	1	
計	0	0	1	1	

(4) 育児休業等の状況

ア 育児休業、育児短時間勤務及び部分休業の取得者数

(単位：人)

		育児休業 取得者数	育児短時間 勤務取得者数	部分休業 取得者数	令和5年度中に新たに育児休業等が取得 可能となった職員数
男性職員	a	811	13	43	1,776
	b	783	13	43	
	c	0	0		
	d	28			
女性職員	a	1,200	121	426	1,209
	b	1,197	120	426	
	c	0	1		
	d	3			
計	a	2,011	134	469	2,985
	b	1,980	133	469	
	c	0	1		
	d	31			

(注) a段は、令和5年度中に育児休業等を取得した者の数の合計、b段は、令和5年度中に新たに育児休業等を取得した者の数、c段は、条例で定める特別な事情により再度の育児休業又は育児短時間勤務を取得した者の数、d段は、育児休業を取得後、再び育児休業を取得した者の数（c段に属するものを除く）です。

イ 育児休業、育児短時間勤務及び部分休業の承認期間（令和5年度中に新たに育児休業（部分休業又は育児短時間勤務）を取得した職員について）

(ア) 育児休業承認期間

(単位：人)

	育児休業承認期間						
	6月以下	6月超え 1年以下	1年超え 1年6月以下	1年6月超え 2年以下	2年超え 2年6月以下	2年6月超え	合計
男性職員	656	113	12	2	0	0	783
女性職員	62	271	278	255	133	198	1,197
計	718	384	290	257	133	198	1,980

(イ) 育児短時間勤務承認期間

(単位：人)

	育児短時間勤務承認期間				
	3月以下	3月超え 6月以下	6月超え 9月以下	9月超え	合計
男性職員	3	3	1	6	13
女性職員	4	6	4	106	120
計	7	9	5	112	133

(ウ) 部分休業承認期間

(単位：人)

	部分休業承認期間						
	1年以下	1年超え 2年以下	2年超え 3年以下	3年超え 4年以下	4年超え 5年以下	5年超え	合計
男性職員	33	10	0	0	0	0	43
女性職員	270	86	16	19	34	1	426
計	303	96	16	19	34	1	469

(単位：人)

	1日の部分休業承認期間（平均）				
	30分以下	30分超え 60分以下	60分超え 90分以下	90分超え	合計
男性職員	11	19	8	5	43
女性職員	81	166	113	66	426
計	92	185	121	71	469

(5) 大学院修学休業の状況

ア 取得者数 (単位：人)

	取得者数
男性職員	2
	0
女性職員	0
	0
計	2
	0

(注) 上段は、令和5年度中に新たに大学院修学休業を取得した者の数、下段は、大学院修学休業の期間が令和4年度以前から令和5年度にかけて引き続いている者の数です。

イ 許可期間 (令和5年度中に新たに大学院修学休業を取得した職員について)

(単位：人)

	修学期間			合計
	1年	2年	3年	
男性職員	0	2	0	2
女性職員	0	0	0	0
計	0	2	0	2

6 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数

(単位：人)

降任		免職		休職		降給		合計		失職	
令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
0	0	2	0	807	1,029	0	0	809	1,029	0	0

(2) 処分事由別分限処分者数

(単位：人)

区 分	降任		免職		休職		降給		合計		失職	
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
勤務成績が良くない場合 (法第28条第1項第1号)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
心身の故障の場合 (法第28条第1項第2号、 第2項第1号)	0	0	1	0	807	1,028	0	0	808	1,028	0	0
職に必要な適格性を欠く 場合 (法第28条第1項第3号)	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0
職制等の改廃等により過 員等を生じた場合 (法第28条第1項第4号)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴され た場合 (法第28条第2項第2号)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
条例に定める事由による 場合 (法第27条第2項)	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0
合計	0	0	2	0	807	1,029	0	0	809	1,029	0	0
法第28条第4項により失 職した者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(3) 懲戒処分者数

(単位：人)

戒告		減給		停職		免職		合計	
令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
19	9	14	13	5	9	12	18	50	49

(4) 処分事由別懲戒処分者数

(単位：人)

区 分	戒告		減給		停職		免職		合計	
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
法令に違反した場合 (法第29条第1項第1号)	5	2	5	2	2	3	8	15	20	23
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合 (法第29条第1項第2号)	4	2	2	1	1	0	0	0	7	3
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合 (法第29条第1項第3号)	10	5	7	10	2	6	4	3	23	23
合計	19	9	14	13	5	9	12	18	50	49

7 職員のサービスの状況（市町村立学校教職員を除く。）

(1) 職員の守るべき義務

サービスとは、職員が勤務に服するについての在り方をいいます。

サービスの根本基準については、地方公務員法第30条において、すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないことを規定しています。

職員のサービスに関する具体的な事項については、地方公務員法第31条から第38条までにおいて規定されていますが、サービスの根本基準を定めたこの第30条の規定は、これらの各規定を通じて基本原則となるものです。

また、教育職員のサービスに関する具体的な事項については、地方公務員法のほかに教育公務員特例法において規定されているものもあります。

地方公務員法に定める職員の守るべき義務については、次のとおりです。

- ① サービスの宣誓（地方公務員法第31条）
- ② 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地方公務員法第32条）
- ③ 信用失墜行為の禁止（地方公務員法第33条）
- ④ 秘密を守る義務（地方公務員法第34条）
- ⑤ 職務に専念する義務（地方公務員法第35条）
- ⑥ 政治的行為の制限（地方公務員法第36条）
- ⑦ 争議行為等の禁止（地方公務員法第37条）
- ⑧ 営利企業への従事等の制限（地方公務員法第38条）

なお、警察職員が行うサービスの宣誓の内容については、警察法第3条において、「この法律により警察の職務を行うすべての職員は、日本国憲法及び法律を擁護し、不偏不党且つ公平中正にその職務を遂行する旨のサービスの宣誓を行うものとする。」と規定されています。

また、教育公務員特例法に定めるサービスに関する事項は、次のとおりです。

- ① 兼職及び他の事業等の従事（教育公務員特例法第17条）
- ② 公立学校の教育公務員の政治的行為の制限（教育公務員特例法第18条）
- ③ 研修（教育公務員特例法第21条）

(2) 職員倫理規程

埼玉県職員倫理規程は、公務の公正さに対する県民の信頼を確保することを目的として、職員は県民全体の奉仕者であることなど、公務員としての基本的な心構えを明記したほか、公費支出事務処理に関する留意事項、関係業者等との接触に関する遵守事項などを具体的に定めたものです。

また、埼玉県警察職員の職務倫理及びサービスに関する規定は、職員は、警察の任務が県民から負託されたものであることを自覚し、県民の信頼にこたえることができるよう、高い倫理観のかん養に努め、職務倫理を保持しなければならないと規定しています。

(3) サービス規律の遵守に関する取組

ア 令和5年度に行った主な取組

任命権者	取組内容
知事等	「倫理推進員研修会」 7月に倫理推進員（各所属において所属長に次ぐ職位の者）研修会を開催し、職員の公務員倫理の意識の高揚を図った。 「部課所長会議」 部課所長会議等を実施し、全職員に対して意識啓発を行った。
教育委員会	事務局においては、不祥事根絶強化運動期間を定め、「不適切な公金等の取扱い」をテーマに職場研修を実施した。 県立学校においては、校長会議等の各種会議での指示や通知文書の発出により、各校において職員会議や研修会等の場を通じて所属職員へのサービス規律の徹底を図ることを指導した。
警察本部長	・ 警察学校における採用時教養及び各課程において、職務倫理（サービスを含む）教養を実施した。 ・ 各所属における職場教養において、職務倫理（サービスを含む）に関する教養を実施した。

イ 職員への周知の状況（令和5年度）

任命権者	周知の方法	周知した内容
各任命権者	各種会議、庁内LAN等	服務規律確保全般

(4) 職務に専念する義務の免除（令和5年度）

職務に専念する義務とは、「職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。」（地方公務員法第35条）とするもので、この義務の免除においては、条例及びその委任に基づく規則により限定的に認められています。

(5) 営利企業等の従事制限（令和5年度）

営利企業への従事等の制限とは、地方公務員法第38条により、職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員等を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない、とするものです。

営利企業への従事等については、規則で定められた許可の基準等により限定的に認められています。

許可の状況（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

（単位：件）

任命権者	従事の許可件数	主な許可事例
知事等	330	大学等の非常勤講師、検定にかかる兼業、柔剣道の審判員等
教育委員会	2,689	
警察本部長	135	
計	3,154	

8 職員の退職管理の状況

職員の退職管理に関する条例（平成28年埼玉県条例第7号）第3条の規定に基づく任命権者への届出件数（令和4年度退職者及び令和5年度退職者）

（単位：件）

職種 \ 区分	営利法人	非営利法人	合計
一般行政職	16	25	41
研究職	0	0	0
医療職	1	1	2
教育職	0	16	16
警察職	26	15	41
企業職	2	6	8
合計	45	63	108

9 職員の研修の状況

(1) 研修計画

任命権者	計 画
知事等 教育委員会	令和5年度県職員研修実施計画（教員を除く）
教育委員会	令和5年度教職員研修計画
警察本部長	令和5年度埼玉県警察教養計画

(2) 職員研修の実施状況

< 知事等及び教育委員会（教員を除く） >

研修名	概要	対象者	実施場所	期日	参加者数
階層別基本研修	職務遂行上必要な基本知識及び技能を習得させるため、職務の階層別区分に従い実施する研修 9コース	それぞれ職務の階層別区分に該当する職員	自治人材開発センターほか	1～6日	2,565人
階層別選択研修	職務遂行上必要な専門的かつ高度な知識及び技能を習得させるために実施する希望性の研修 30コース	希望する職員など	自治人材開発センターほか	1～3日	1,534人
講師養成研修	研修の指導者として必要な知識と指導技術を習得させるために実施する研修 2コース	各職場の研修担当者など	自治人材開発センターほか	1日	293人
特別研修	職員の意識改革を図るために実施する上記以外の研修 21コース	研修内容による	自治人材開発センターほか	1～15日	1,349人

※他に職場研修、派遣研修、部局専門研修などを実施しています。

< 教育委員会（教員） >

研修名	概要	対象者	実施場所	期日	参加者数
年次研修	初任者、5年、10年、20年の経験年数に応じ、専門職として必要な知識及び技能等を修得するための研修 22講座	各経験年数に該当する教職員	県立総合教育センターほか	1日～23日	5,102人
特定研修	特定の職務研修に関する専門的な知識・技能、教育課題等に関する研修 18講座	推薦された教職員など	県立総合教育センターほか	1日～11日	1,476人
専門研修	教科等における指導力の向上を図るため幅広い知識・技能の修得を目指す研修 45講座	希望する教職員	県立総合教育センターほか	1～5日	2,471人
管理職研修	学校管理・運営、教育指導上の諸問題についての研修 6講座	校長、教頭、事務長など	県立総合教育センターほか	1～3日	658人

※他に職場研修、派遣研修などを実施しています。

<警察本部長>

研修名	概要	対象者	実施場所	期日	参加者数
階級別幹部任用科	職務執行する上で、指揮管理及び実務能力を修得させるため、階級区分に従い実施する研修 10課程 34回	それぞれの職務の階級区分に該当する職員	警察大学校 関東管区警察学校 埼玉県警察学校	12日間 ～62日間	699人
部門別任用科	各部門において職務を遂行する上で必要な基礎的知識及び技能を修得させるために実施する部門別の研修 4課程 6回	それぞれの部門に登用される(された)職員	埼玉県警察学校	12日間 ～26日間	218人
専科教養	特定の分野に関する専門的知識及び技能を修得させるために実施する部門別の研修 31課程 41回	それぞれの部門に該当する職員	埼玉県警察学校	4日間～ 15日間	1,021人
講習	特定の分野に関する専門的かつ最新の知識及び技能を修得させるために実施 175課程 814回	それぞれの部門に該当する職員	警察本部ほか	0.5日 ～33日	17,577人

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 厚生制度

<知事等>

区 分	事 業 名	内 容 件数等の実績(令和5年度)	対 象 者	事業主体		
				県	共済	互助会
保健	定期健康診断	胸部X線、尿検査等 4,656人	全員	○		
	がん検診	胃、肺、大腸 1,547人	希望者	○		
	人間ドック	胸部X線、尿検査等 4,237人	30歳及び35歳以上の希望者		○	
	歯科健診	歯、歯周、口腔検査 471人	26,31,41,51歳の者		○	
	その他	健康相談、健康教育、カウンセリング 10,271人	全員(一部35歳及び40歳以上)	○	○	
元気回復	スポーツ大会	バレーボール等 2,482人	各所属	○	○	○
	マイセレクション事業	スポーツ、文化、健康管理等の分野選択 27,697人	全員		○	
	その他	サークル活動の促進 18件	該当団体		○	
その他	ライフプラン	年代別セミナーの開催 184人	20歳以上の希望者	○	○	

<教育委員会>

区 分	事 業 名	内 容 件数等の実績(令和5年度)	対 象 者	事業主体		
				県	共済	互助会
保 健	定期健診 (課・所・館)	胸部X線、尿・血液検査等 518人	全員	○		
	定期健診 (県立学校)	尿・血液検査等 9,018人	全員	○		
	結核健診 (県立学校)	胸部X線 8,894人	全員	○		
	がん検診	胃 2,604人	35歳以上希望者等	○		
	人間ドック	1泊ドック、1日ドック、脳ドック等 27,352人	希望者		○	○
	その他	健康相談、健康教育	全員	○		
元気回復	マイリフレッシュ	健康増進、元気回復、心身のリフレッシュ 52,201件	全員		○	○
その他	ライフプランセミナー	年代別セミナーの開催 4,451人	希望者	○	○	○

<警察本部長>

区 分	事 業 名	内 容 件数等の実績(令和5年度)	対象者	事業主体		
				県	共済	互助会
保健	定期健康診断	胸部X線撮影、尿検査等 6,595人	全員 (人間ドック希望者を除く)	○		
	人間ドック	胸部X線撮影、尿検査等 5,913人	希望者		○	
	脳ドック付き人間ドック	MRI、MRA等 149人	希望者		○	
	がん検診	胃、大腸、前立腺、婦人科 7,761人	希望者 (一部年齢制限有り)	○	○	
	その他	健康相談、健康教育、カウンセリング	全員	○	○	
元気回復	アフターファイブセレクション	スポーツ、文化、健康管理、 育児・介護の分野選択 11,198人	全員			○
その他	ライフプラン	年代別セミナー開催 1,340人	該当者	○	○	

(2) 共済制度
<知事等>

区 分	事 業 名	内 容 件数等の実績(令和5年度)	対象者	事業主体		
				県	共済	互助会
短期給付(健康保険)						
法定給付	保健給付	医療費、出産費等 301,603件	該当者		○	
	休業給付	育児休業手当金等 2,742件	該当者		○	
	災害給付	災害見舞金等 0件	該当者		○	
その他給付	附加給付等	家族療養費附加金等給付、一部負担金 払戻金 1,961件	該当者		○	
長期給付(年金)	厚生年金の進達	老齢厚生年金等 341件	該当者		○	

<教育委員会>

区 分	事 業 名	内 容 件数等の実績(令和5年度)	対象者	事業主体		
				県	共済	互助会
法定給付	保健給付	医療費、出産費等 1,275,226件	該当者		○	
	休業給付	育児休業手当金等 22,725件	該当者		○	
	災害給付	災害見舞金等 4件	該当者		○	
その他 給付	附加給付等	家族療養費附加金等附加給付、 一部負担金払戻金 12,719件	該当者		○	
長期給付 (年金)	厚生年金の進達	老齢厚生年金等 1,593件	該当者		○	

<警察本部長>

区 分	事 業 名	内 容 件数等の実績(令和5年度)	対象者	事業主体		
				県	共済	互助会
短期給付 (健康保険)						
法定給付	保健給付	医療費、出産費等 407,536 件 育児休業手当金等 2,272 件	該当者 該当者		○ ○	
その他給付	附加給付	家族療養費附加金、一部負担金払戻金等 2,745 件	該当者		○	
年金給付 (年金)	厚生年金等の進達	老齢厚生年金等 699 件	該当者		○	

(3) 安全衛生管理の状況

労働安全衛生法に基づき、事業者の責務としての職員の安全及び健康の確保や労働災害の防止に努めています。具体的には、産業医の配置、衛生管理者の業務支援などの管理体制を整備し、また、安全衛生委員会等を通じて職員の意見を聴取しながら、これらの施策を進めています。

(4) 公務災害の認定件数（令和5年度）（単位：件）

任命権者	公務災害	通勤災害	計
知事等	42	21	63
教育委員会	393	39	432
警察本部長	193	15	208
計	628	75	703

人事行政の運営等の状況の報告・条例第4条関係

第2 人事委員会の業務の状況

1 職員の競争試験及び選考の状況（令和5年度）

(1) 採用試験の実施状況（令和5年度）

ア 実施日程等

試験区分	試験職種	主な受験資格（加内の年齢は令和5年4月1日現在）	試験日程	合格発表日	試験方法
職員採用 上級試験	一般行政	<ul style="list-style-type: none"> 平成5年4月2日～平成14年4月1日に生まれた人(21歳～29歳) 平成14年4月2日以降に生まれた人で、令和6年3月までに大学卒業(見込み)又は人事委員会が同等の資格があると認める人 福祉については、社会福祉主事の任用資格を有する人又は令和6年3月31日までに資格取得見込みの人 	【一般行政 (DX) 以外】	【一般行政 (DX) 以外】	【一般行政 (DX) ・新方式以外】
	一般行政 (DX)		第1次試験日 令和5年6月18日	第1次合格発表日 令和5年6月27日	第1次試験 教養試験 択一式50問出題 (選択解答制) 40問解答 120分
	福祉		第2次試験日 令和5年7月10日～8月14日	最終合格発表日 令和5年8月29日	40問解答 120分 専門試験 択一式40問 (一般行政、警察事務は50問出題 (選択解答制) 40問解答) 120分
	心理		【一般行政 (DX) 】	【一般行政 (DX) 】	
	設備		第1次試験日 令和5年5月28日	第1次合格発表日 令和5年6月6日	
	設備 (新方式)		第2次試験日 令和5年6月13日	最終合格発表日 令和5年6月30日	第2次試験 論文試験 1題 75分 人物試験 個別面接 適性検査
	設備 (警察)				
	総合土木				
	総合土木 (新方式)				【一般行政 (DX) 】
	建築				第1次試験 専門試験 択一式40問 90分 論文試験 1題 90分 適性検査
	建築 (新方式)				
	化学				第2次試験 人物試験 個別面接
	農業				
林業			【新方式試験】		
警察事務職員採用上級試験				第1次試験 専門試験 択一式40問解答 120分	
市町村立小・中学校事務職員 採用上級試験				第2次試験 人物試験 個別面接、プレゼンテーションを含む個別 面接、適性検査	
免許資格職職員 採用試験	薬剤師	<ul style="list-style-type: none"> 昭和62年4月2日～平成12年4月1日に生まれた人(23歳～35歳)で、薬剤師免許を有する人又は令和6年春期の国家試験で取得見込みの人 平成12年4月2日以降に生まれた人で、令和6年3月までに大学卒業(見込み)又は人事委員会が同等の資格があると認める人で、薬剤師免許を有する人又は令和6年春期の国家試験で取得見込みの人 			第1次試験 教養試験 択一式50問出題 (選択解答制) 40問解答 120分
					第2次試験 論文試験 1題 75分 人物試験 個別面接 適性検査

	獣医師	<ul style="list-style-type: none"> 昭和62年4月2日～平成12年4月1日に生まれた人(23歳～35歳)で、獣医師免許を有する人又は令和6年春期の国家試験で取得見込みの人 平成12年4月2日以降に生まれた人で、令和6年3月までに大学卒業(見込み)又は人事委員会が同等の資格があると認める人で、獣医師免許を有する人又は令和6年春期の国家試験で取得見込みの人 			
	保健師	<ul style="list-style-type: none"> 昭和62年4月2日～平成15年4月1日に生まれた人(20歳～35歳)で、保健師免許を有する人又は令和6年春期の国家試験で取得見込みの人 平成15年4月2日以降に生まれた人で、令和6年3月までに大学卒業(見込み)又は人事委員会が同等の資格があると認める人で、保健師免許を有する人又は令和6年春期の国家試験で取得見込みの人 			
職員採用 初級試験	一般事務	<ul style="list-style-type: none"> 平成14年4月2日～平成18年4月1日に生まれた人(17歳～20歳) 	第1次試験日 令和5年9月24日	第1次合格発表日 令和5年10月4日	第1次試験 教養試験 択一式50問 120分 専門試験(設備、総合土木、 栄養士、司書) 択一式40問 120分 第2次試験 作(論)文試験 1題 60分 人物試験 個別面接 適性検査
	設備		第2次試験日 令和5年10月11日～ 10月26日	最終合格発表日 令和5年11月24日	
	総合土木				
警察事務職員採用初級試験					
市町村立小・中学校事務職員 採用初級試験					
免許資格職職員 採用試験	栄養士	<ul style="list-style-type: none"> 平成5年4月2日～平成16年4月1日に生まれた人(19歳～29歳)で、司書の資格を有する人又は令和6年3月31日までに取得見込みの人 			
	司書				
経験者職員 採用試験	一般行政	<ul style="list-style-type: none"> 昭和38年4月2日以降に生まれた人(59歳未満)で、以下のいずれかの要件を満たす人 ① 大学を卒業(人事委員会が同等の資格があると認める人を含む。)後、民間企業等における職務経験を5年以上有する人 ② 短期大学又は専修学校(2年制以上の専門課程で年間授業時間数が680時間以上のものに限る。)を卒業(人事委員会が同等の資格があると認める人を含む。)後、民間企業等における職務経験を7年以上有する人 ③ 民間企業等における職務経験を9年以上有する人 	第1次試験日 令和5年9月24日	第1次合格発表日 令和5年10月17日	【一般行政(DXを除く)】 第1次試験 教養試験 択一式25問 75分 論文試験 1題 75分 適性検査 第2次試験 人物試験 個別面接 【一般行政(DX)】 第1次試験 論文試験 1題 90分 適性検査 第2次試験 専門試験(口述式) 30分
	一般行政(DX)		第2次試験日 令和5年10月28日～ 11月4日	最終合格発表日 令和5年11月24日	
	心理				
	設備				
	総合土木				
	建築				

	農業				人物試験 個別面接 【専門職】 第1次試験 論文試験 1題 90分 適性検査 第2次試験 人物試験 個別面接
警察官（巡査） 採用試験 県内第1回試験	I類	・昭和63年4月2日以降に生まれた人で、 大学を卒業若しくは令和6年3月まで に卒業見込みの人又はこれらの人と 同等の資格があると認められる人	第1次試験日 令和5年5月14日	第1次合格発表日 令和5年5月26日	第1次試験 教養試験 択一式50問 120分
	II類	・昭和63年4月2日～平成16年4月1日に 生まれた人（19歳～34歳）で、短期大 学又は専修学校（2年制以上の専門課 程で年間授業時数が680時間以上のもの に限る。）を卒業した人又は令和6年 3月までに卒業見込みの人等	第2次試験日 令和5年6月3日～7 月2日	最終合格発表日 令和5年8月18日	論（作）文試験 1題 60分 （※） ※評価は第2次試験において 行う 第2次試験 人物試験 個別面接、 適性検査 身体検査 体力検査
	III類	・昭和63年4月2日～平成17年4月1日に 生まれた人で、I類・II類に該当しない人 （18歳～34歳）			
	国際捜査 I類	・前記I類の受験資格を有する人で語学 （受験言語）が堪能な人			
	武道・体育 指導I類	・前記I類の受験資格を有し、卓越した 柔道又は剣道の技術を有する、いずれ も段位が4段以上（大学卒業見込みの人 に限り3段を含む。）の人			国際捜査I類、サイバー犯 罪捜査I類、II類
	サイバー犯 罪捜査I類	・前記I類の受験資格を有し、独立行政 法人情報処理推進機構が実施する経 済産業省認定の情報処理技術者試験 （ITパスポート試験及び情報セキュ リティマネジメント試験を除く。）に 合格している人及び合格する見込み の人又は情報処理安全確保支援士と なる資格を有する人又は有する見込 みの人			第1次試験 専門試験I 記述式 90分 論（作）文試験 1題 60分 （※） ※評価は第2次試験において 行う
	サイバー犯 罪捜査II類	・前記II類の受験資格を有し、独立行政 法人情報処理推進機構が実施する経 済産業省認定の情報処理技術者試験 （ITパスポート試験及び情報セキュ リティマネジメント試験を除く。）に 合格している人及び合格する見込み の人又は情報処理安全確保支援士と なる資格を有する人又は有する見込 みの人			第2次試験 専門試験II 口述式 人物試験 個別面接、 適性検査 身体検査 体力検査
警察官（巡査） 採用試験 県内第2回試験	I類	・昭和63年4月2日以降に生まれた人で、 大学を卒業若しくは令和6年3月まで に卒業見込みの人又はこれらの人と 同等の資格があると認められる人	第1次試験日 令和5年9月17日 第2次試験日	第1次合格発表日 令和5年10月2日 最終合格発表日	

	Ⅱ類	・昭和63年4月2日～平成16年4月1日に生まれた人(19歳～34歳)で、短期大学又は専修学校(2年制以上の専門課程で年間授業時数が680時間以上のものに限る。)を卒業した人又は令和6年3月までに卒業見込みの人等	令和5年10月7日～10月29日	令和5年12月22日	
	Ⅲ類	・昭和63年4月2日～平成18年4月1日に生まれた人で、Ⅰ類・Ⅱ類に該当しない人(17歳～34歳)			
	武道・体育指導Ⅰ類	・前記Ⅰ類の受験資格を有し、卓越した柔道又は剣道の技術を有する、いずれも段位が4段以上(大学卒業見込みの人に限り3段を含む。)の人			
警察官(巡査)採用試験 県外試験	Ⅰ類	・昭和63年4月2日以降に生まれた人で、大学を卒業若しくは令和6年3月までに卒業見込みの人又はこれらの人と同等の資格があると認められる人	第1次試験日 令和5年5月14日 第2次試験日 令和5年7月15日	第1次合格発表日 令和5年6月19日 最終合格発表日 令和5年10月31日	県内試験に準ずる。
警察官(巡査)採用試験 県外試験	Ⅲ類	・昭和63年4月2日～平成18年4月1日に生まれた人で、Ⅰ類に該当しない人(17歳～34歳)	第1次試験日 令和5年9月17日 第2次試験日 令和5年11月11日	第1次合格発表日 令和5年10月20日 最終合格発表日 令和6年1月19日	

イ 実施結果

試験区分	試験職種	採用予定者数	申込者数	1次試験		2次試験 受験者数	最終合格者数	最終倍率
				受験者数	合格者数			
職員採用上級試験	一般行政	人 193	人 1,402	人 1,034	人 772	人 596	人 339	倍 3.1
	一般行政(DX)	2	90	42	16	14	4	10.5
	福祉	37	72	49	43	33	20	2.5
	心理	22	61	42	35	29	20	2.1
	設備	24	31	21	18	14	10	2.1
	設備(警察)	3	9	6	3	3	2	3.0
	総合土木	36	58	42	39	31	25	1.7
	建築	5	10	7	7	5	4	1.8
	化学	13	40	33	29	21	12	2.8
	農業	15	62	40	39	34	18	2.2
林業	5	16	13	11	6	6	2.2	
警察事務職員採用上級試験		33	182	126	73	67	30	4.2
市町村立小・中学校事務職員採用上級試験		21	150	106	87	72	25	4.2
免許資格職員採用試験	薬剤師	8	33	29	29	24	13	2.2
	獣医師	13	22	16	14	10	8	2.0
	保健師	14	25	22	22	22	16	1.4
	栄養士	2	17	11	9	8	3	3.7
	司書	6	80	66	24	21	8	8.3
職員採用初級試験	一般事務	10	186	142	54	36	18	7.9
	設備	5	2	1	0	0	0	-
	総合土木	6	14	11	10	9	6	1.8
警察事務職員採用初級試験		21	137	115	112	102	38	3.0
市町村立小・中学校事務職員採用初級試験		10	119	110	61	50	24	4.6

経験者職員採用試験	一般行政	5	198	123	19	19	10	12.3
	一般行政 (DX)	2	28	19	8	7	4	4.8
	心理	5	14	10	9	9	3	3.3
	設備	6	25	17	13	13	8	2.1
	総合土木	9	53	41	37	36	22	1.9
	建築	2	21	13	9	9	4	3.3
	農業	5	41	27	18	18	6	4.5
職員採用試験 計		538	3,198	2,334	1,620	1,318	706	3.3

試験区分	試験職種	採用予定者数	申込者数	1次試験		2次試験 受験者数	最終合格者数	最終倍率
				受験者数	合格者数			
警察官男性	I類	人 207	人 2,233	人 1,030	人 947	人 784	人 273	倍 3.8
警察官男性	II類	15	761	369	283	164	39	9.5
警察官男性	III類	85	2,102	837	679	545	165	5.1
警察官女性	I類	30	720	320	276	204	31	10.3
警察官女性	II類	8	343	161	128	86	8	20.1
警察官女性	III類	15	658	266	183	145	15	17.7
国際捜査	I類	4	22	18	12	8	4	4.5
武道・体育指導	I類	7	13	13	9	9	4	3.3
サイバー犯罪捜査	I類	2	13	8	3	3	1	8.0
サイバー犯罪捜査	II類	2	12	10	7	4	1	10.0
県外募集	I類	4	67	58	7	5	1	58.0
県外募集	III類	16	65	55	7	4	0	-
警察官採用試験 計		395	7,009	3,145	2,541	1,961	542	5.8

(2) 採用選考の実施状況 (令和5年度)

ア 採用選考実施状況総括表 (単位: 人)

区分	被選考者数	合格者数
割愛選考 ※1	48	48
定例選考 ※2	100	60
障害者選考	163	26
就職氷河期選考	286	10

- ※1 割愛選考とは、人事交流等により、国や他の地方公共団体等の職員を採用するための選考をいう。
 ※2 定例選考の対象の職は、児童福祉司、保育士などである。

イ 主な選考の実施状況

区分	被選考者数	合格者数	倍率	主な受験資格 (カッコ内の年齢は令和5年4月1日現在)	選考日程	合格発表日	選考方法
障害者を対象とした選考	163	26	6.3	<ul style="list-style-type: none"> 昭和38年4月2日～平成18年4月1日に生まれた人(17歳～59歳) 身体障害者手帳を有し、障害の程度が1～6級の人 精神障害者保健福祉手帳を有する人 療育手帳又は知的障害者であることの判定書 1日7時間45分、週5日間、計38時間45分の職務の遂行が可能な人 	第1次選考日 令和5年10月15日 第2次選考日 令和5年11月11日	第1次合格発表日 令和5年11月2日 最終合格発表日 令和5年12月5日	第1次選考 教養試験 択一式40問 120分 作文試験 1題 60分 第2次選考 人物試験 個別面接
就職氷河期世代を対象とした選考	286	10	28.6	昭和45年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた人(37歳～52歳)	第1次選考日 - 第2次選考日 令和5年10月11日～10月23日、11月2日 第3次選考日 令和5年12月1日	第1次合格発表日 令和5年9月27日 第2次合格発表日 令和5年11月24日 最終合格発表日 令和5年12月12日	第1次選考 書類選考(申込時に提出) 第2次選考 基礎能力検査 適性試験 第3次選考 人物試験 個別面接

(3) 昇任試験の実施状況 (令和5年度)

警察官昇任試験実施状況

区分	申込者数	1次試験		2次試験		口述術科 受験者数	最終合格者数 B	最終倍率 A/B
		受験者数A	合格者数	受験者数	合格者数			
警部	1,889	1,868	403	397	129	128	68	27.5
警部補	2,862	2,821	512	512	253	252	147	19.2
巡查部長	2,563	2,522	598	594	319	319	230	11.0

(4) 昇任選考の実施状況 (令和5年度)

(単位：人)

職	被選考者数	合格者数
部長級	15	15
副部長級	59	59
課長級	107	107
副課長級	137	137
主幹級	217	217
主査級	227	227
警部	0	0
警部補	3	3
巡查部長	0	0

職員の任用に関する規則第21条の14第1項に係るもの

※上記のうち、選考に伴う試験の実施状況

区分	申込者数	第1次試験		第1次試験 免除者数 B	最終合格者数 C	最終倍率 (A+B)/C
		受験者数A	合格者数			
主査級 昇任試験	241	195	90	35	75	3.1

*申込者数には、第1次試験免除者35人を含む。

2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

令和5年10月19日、地方公務員法の規定に基づき、議会及び知事に対して、職員の給与等に関する報告（意見）及び勧告を行った。主な内容は次のとおりである。

1 公民給与較差に基づく給与改定

(1) 月例給（令和5年4月から実施）

令和5年4月分の民間給与と職員給与との比較を行った結果、職員給与が民間給与を下回ったことから給料表を引き上げる。

民間給与(A)	職員給与(B)	較差(A-B)
381,268 円	377,720 円	3,548 円 (0.94 %)

※ 民間給与との比較を行った職員の平均年齢 41.8歳

- ・ 給料表は、初任給をはじめ若年層に重点を置きつつ、中高年齢層も含めて引上げ

(2) 特別給（令和5年12月から実施）

令和4年8月から令和5年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合と職員の期末手当・勤勉手当の年間支給月数の比較を行った結果、職員の期末手当・勤勉手当の年間支給月数が民間の特別給の支給割合を0.09月分下回ったことから、職員の年間支給月数を4.50月に引き上げる。

民間の特別給	職員の期末手当・勤勉手当
4.49 月	4.40 月

2 人事管理に関する報告（意見）

(1) 人材の確保

- ・ 激化する官民の人材獲得競争に対応できるよう、試験制度の不断の見直しを検討するとともに、他都道府県や国の新たな人材確保策について効果の高いものは取り入れていくことが必要

(2) 人材の育成

- ・ 組織として社会、技術、業務内容等の変化に対応できる柔軟性を高めていくため、職員のリスキリングを支援していくことが重要

(3) 能力・実績に基づく人事管理の徹底

- ・ 職員のキャリアや能力、仕事と生活の両立等に関する不安を解消し、主査級昇任試験の受験率を向上させるための取組が必要

(4) 女性職員の活躍の推進

- ・ 女性職員の職域を広げ、より多様な職場で職員の能力を最大限発揮できるようにするための取組が必要

(5) 柔軟な働き方に資するDXの更なる推進

- ・ テレワークは、柔軟な働き方の一つとして、育児、介護に携わる職員など、多様な人材の活躍にも資することから、引き続き推進していくべき

(6) 仕事と生活の両立支援の推進

- ・ フレックスタイム制のゼロ割振り日を育児介護等職員以外の職員に拡大することについては、国の見直しの動きを参考に検討していくことが必要

(7) 総実勤務時間の縮減（教職員の働き方改革）

- ・ 教職員の働き方改革は質の高い教育を提供するため必要であり、定数を充足した上で育児休業等の代替教職員を確保するとともに、教員人材の掘り起こしや確保に一層の努力が必要

(8) 心身の健康管理、ハラスメントの防止及び公務員倫理の徹底

- ・ メンタルヘルス対策、ハラスメントの防止及び公務員倫理の徹底を図るため、引き続き、職場研修の実施や相談窓口の周知に取り組み、風通しの良い職場づくりに努めることが必要

3 勤務条件に関する措置の要求の状況

(1) 令和5年度中に処理したもの なし

(2) 係属中のもの なし

4 不利益処分に関する審査請求の状況

(1) 令和5年度中に処理したもの

(令和6年3月31日現在)

事案名	処分者	処分内容	受付年月日	審理の結果	備考
令和4年(不)第2号事案	埼玉県教育委員会	懲戒免職	R4.6.9	R5.12.21 処分承認	

処理 計1事案1件

(2) 係属中のもの

(令和6年3月31日現在)

事案名	処分者	処分内容	受付年月日	審理の結果	備考
昭和60年以前7事案	埼玉県教育委員会	停職、減給、戒告	S35.1.12 外	係属中 12件	
令和5年(不)第1号事案	埼玉県教育委員会	懲戒免職	R5.10.23	係属中	
令和6年(不)第1号事案	埼玉県教育委員会	懲戒免職	R6.1.25	係属中	

係属中 計9事案14件

告 示

埼玉県告示第千二百二号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を次のとおり指定する。

令和六年十月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 要措置区域

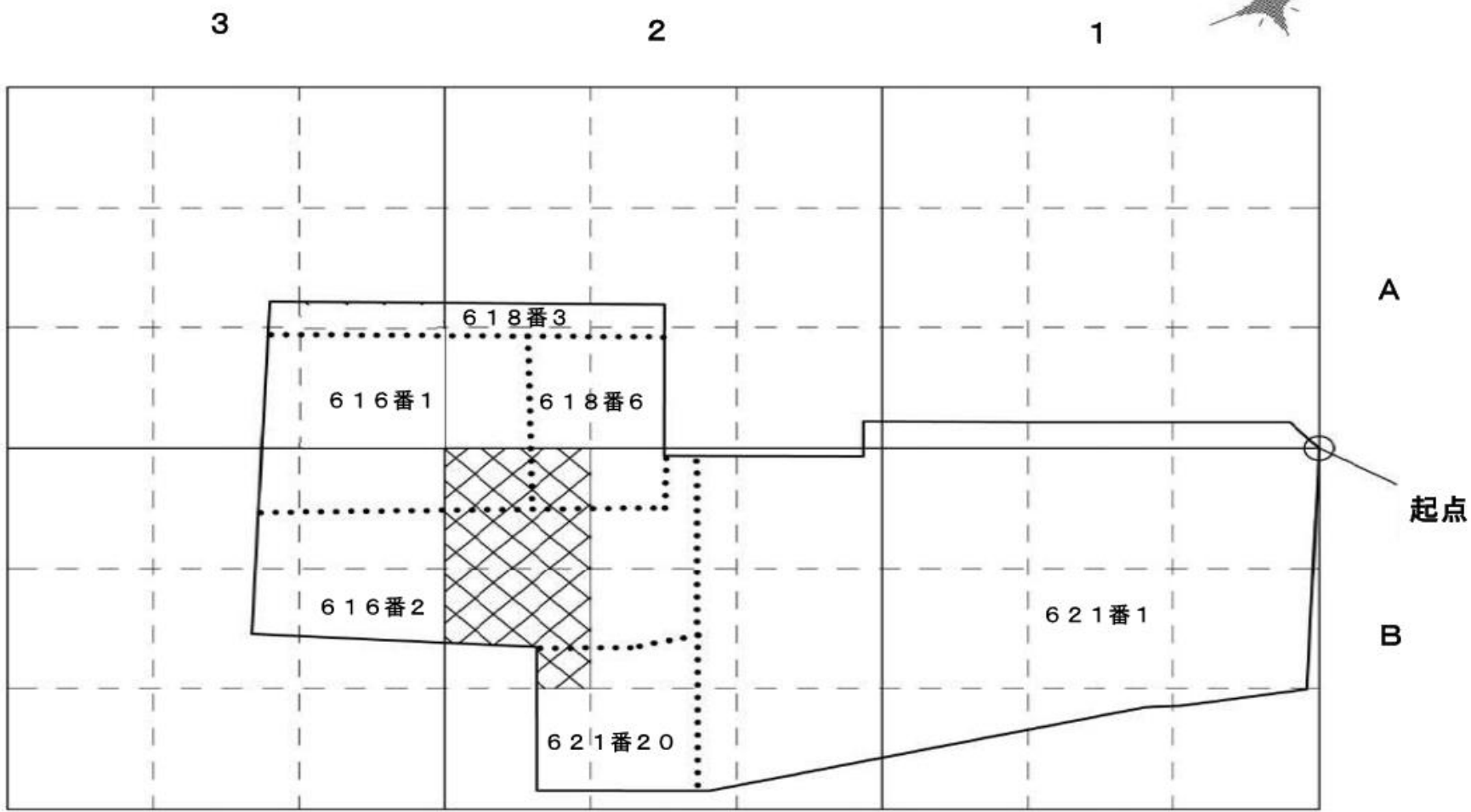
別図のとおり（埼玉県新座市野火止八丁目六百十六番一の一部、六百十六番二の一部、六百十八番六の一部及び六百二十一番二十の一部）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類

六価クロム化合物

三 講ずべき指示措置

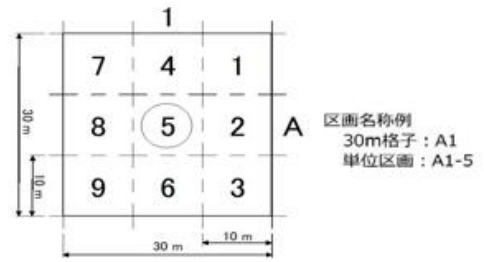
地下水の水質の測定



【起点】
 起点は埼玉県新座市野火止八丁目621番1の敷地最北端の鎮とする。

【格子の回転角度】 24度33分17秒
 起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと並行し10m間隔で引いた線により形成される格子を、起点を中心に座標北から右回りに回転させた角度を示す。

凡例	
—	敷地境界
⊗	要措置区域に指定される区画
...	地番境界



告 示

埼玉県告示第千二百三号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和六年十月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

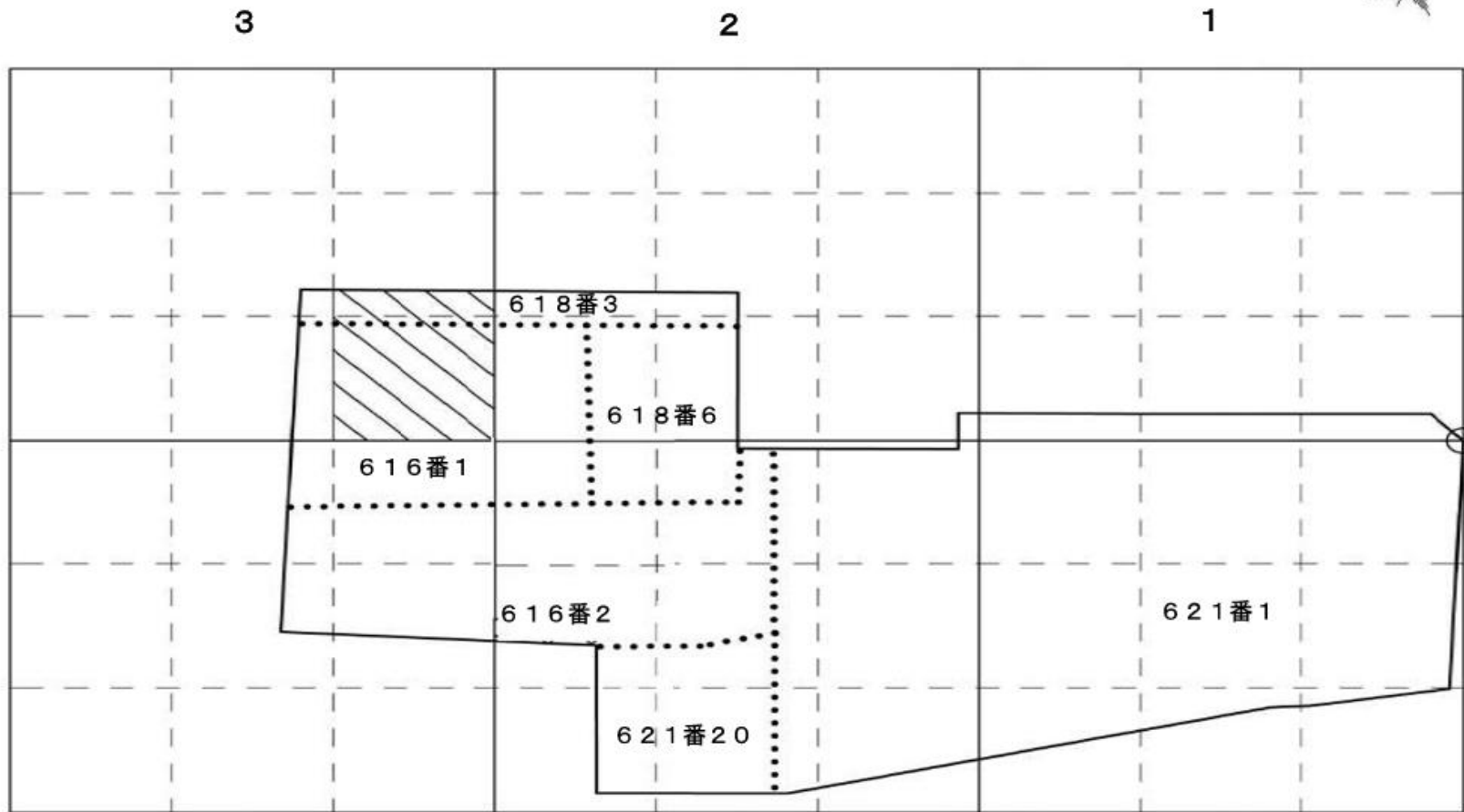
一 形質変更時要届出区域

別図のとおり（埼玉県新座市野火止八丁目六百十六番一の一部及び六百十八番

三の一部）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類

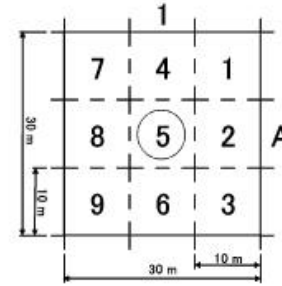
鉛及びその化合物



【起点】
 起点は埼玉県新座市野火止八丁目621番1の敷地最北端の頂とする。

【格子の回転角度】 24度33分17秒
 起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと並行し10m間隔で引いた線により形成される格子を、起点を中心に座標北から右回りに回転させた角度を示す。

凡例	
—	敷地境界
▨	形質変更時要届出区域に指定される区画
...	地番境界



区画名称例
 30m格子：A1
 単位区画：A1-5

告示

埼玉県告示第千二百四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療扶助並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療支援給付のための医療を担当する機関又は施設を担当する機関として、次の者を指定した。

令和六年十月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定医療機関

名称	開設者名	所在地	指定年月日
医療法人社団紡想舎 かばのこ小児科	医療法人社団紡想舎	三郷市三郷一―三―一BLA NDE三郷三階	令和六年十月一日
吉田医院	丸山 圭子	北本市中央一―七〇	令和六年八月二十六日
医療法人社団三柚会 よつば在宅クリニック新座	医療法人社団三柚会	新座市東北二―三〇―二六 三上ビル二階	令和六年十月一日
医療法人社団三柚会 よつば在宅クリニック和光	医療法人社団三柚会	和光市本町一―一七齋藤ビル 四階	令和六年十月一日
北朝霞・朝霞台えきまえエスエスこどもクリニック	嶋田 博之	朝霞市浜崎一―二―一〇 アゴラ二―ビル六階	令和六年九月一日
まりこころのクリニック	工藤 真理子	入間市豊岡一―二―二一 山路ビル四階	令和六年十月一日

所沢みやた内科ク リニック	宮田 大士	所沢市北秋津五八五―一	令和六年十月 一日
みち眼科クリニッ ク	高野 倫子	所沢市宮本町二―二二―二五 角田ビル二階	令和六年九月 九日
こどものクリニッ クちよこ	先崎 秀明	ふじみ野市上福岡一―六―二 三―四〇一	令和六年八月 一日
こどもおとな歯科	片岡 駿也	坂戸市千代田一―一六―六	令和六年九月 一日
あおぞら歯科クリ ニック 東鷲宮	大場 博文	久喜市桜田三―二―一ヤオコ ―内	令和六年十月 一日
オレンジ薬局川島 曲師店	株式会社 オレンジ薬局株 式会社	比企郡川島町曲師一二一―一	令和六年九月 一日
下川崎薬局	合同会社木村薬 局	幸手市下川崎四四―一	令和六年九月 一日
そうごう薬局 ブ ランデ三郷店	総合メデイカル 株式会社	三郷市三郷一―三―一BLA NDE三郷店三階	令和六年十月 一日
イルカ薬局ふじみ 野店	株式会社イルカ	富士見市ふじみ野西一―一七 ―六SAKURAビル一階	令和六年九月 一日
創健薬局 東みず ほ台店	株式会社ウイ― ズ	富士見市東みずほ台三―二四 ―二二	令和六年九月 一日
アイン薬局 北里 大学メデイカルセ ンター店	株式会社アイン フアーマシーズ	北本市荒井六―一〇〇	令和六年十月 一日

くるみ薬局早稲田店	合同会社DK	本庄市緑二―二―四	令和六年十月一日
さくら薬局 はなさき店	河北調剤株式会社	加須市花崎北一―一六―一三	令和六年十月一日
かばさん薬局所沢店	株式会社タウンメディカル	所沢市北秋津五八五―一	令和六年十月一日
そよ風薬局小手指在宅調剤センター	株式会社ファーマテック	所沢市小手指町三―三―一四 メゾンコスモス一〇三	令和六年十月一日
サリフェ訪問看護ステーション	PSC合同会社	春日部市牛島一三三五―一五 コーポスズⅢ一階	令和六年九月一日
訪問看護ステーション ウェルビー 鶴ヶ島	ウェルビーナー シング株式会社	鶴ヶ島市上広谷三八三―一	令和六年七月一日
ケアプロ訪問看護ステーション埼玉	ケアプロ在宅医療株式会社	草加市高砂一―三―一 紅藤カ ナダビル三〇一号室	令和六年十月一日
ケアプロ訪問看護ステーション埼玉	ケアプロ在宅医療株式会社	熊谷市中央一―一四〇 リツキ ハイツアー一〇一	令和六年十月一日
熊谷ステーション	熊谷ステーション	熊谷市中央一―一四〇 リツキ ハイツアー一〇一	令和六年十月一日

二 指定施設機関

氏名	住所	施設		指定年月日
		名称	所在地	
草木 昌一		フレアス在宅マ ッサージ国分寺	東京都国分寺市東恋ヶ窪三 九―一五レジデンシア国分 寺一〇四	令和六年九月一日

子 高梨 友香	加藤 良熙	岩田 大希	土川 遼	由井 健二
訪問鍼灸マッ サ イ ジ K E i R O W 伊 奈 町 ス テ ー シ ョ ン	院 鍼 灸 マ ッ サ ー ジ リ カ バ リ ー 大 宮	治 療 院 ア ン ト ニ オ 鍼 灸	シ ョ ン 谷 間 久 里 ス テ ー K E i R O W 越	シ ョ ン W 久 喜 ス テ ー 六 コ バ ヤ シ ハ ウ ス 二 〇 三
〇七 北 足 立 郡 伊 奈 町 中 央 五 ー 二 七 ロ ー ズ ガ ー デ ン 式 番 館 一	一 三 四 ー 一 ー 一 〇 一 さ い た ま 市 大 宮 区 土 手 町 三	戸 田 市 新 曽 九 〇 八 ー B 区 画	越 谷 市 下 間 久 里 九 六 ー 四 松 崎 ビ ル ー F	久 喜 市 久 喜 中 央 二 ー 四 ー 二 六 コ バ ヤ シ ハ ウ ス 二 〇 三
十 六 日 令 和 六 年 七 月	一 日 令 和 六 年 九 月	一 日 令 和 六 年 七 月	一 日 令 和 六 年 七 月	十 二 日 令 和 六 年 九 月

告示

埼玉県告示第千二百五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり変更の届出があった。

令和六年十月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定医療機関

名称	変更事項	変更前	変更後
のぞみリハビリテーション病院	名称	希望病院	のぞみリハビリテーション病院
ユニスマイル薬局 幸手南店	名称	エムハート薬局幸手南店	ユニスマイル薬局 幸手南店
ユニスマイル薬局 入間店	名称	ファークコス薬局 入間	ユニスマイル薬局 入間店
ユニスマイル薬局 羽生店	名称	ファークコス薬局 つばめ	ユニスマイル薬局 羽生店
ともいき訪問看護ステーション	所在地	草加市瀬崎七ー一ー二三 Blume F i n e ー〇一号室	草加市手代三ー三七ー一
心の訪問看護ステーション向日葵ー深谷ー	名称	心の訪問看護ステーション向日葵	心の訪問看護ステーション向日葵ー深谷ー
訪問看護ステーション熊谷	所在地	熊谷市末広ー二四ー四グラウンダー	熊谷市本町ー一四〇ーとちたて熊谷ビルー階

二 指定施術機関

氏名		変更事項		
小林 寛之		高梨 友香子		
施術所		施術所		
所在地	名称	所在地	名称	
(追加)	(追加)	さいたま市浦和区領家 五―一―二―一八ブナ サワビル二〇一号室	株式会社ケアプラス まごころベルサービス	変更前
蓮田市綾瀬五―一三	訪問マッサージ 誠	北足立郡伊奈町中央五 二七ローズガーデン 式番館一〇七	訪問鍼灸マッサージK E i R O W伊奈町ステ ーション	変更後

告示

埼玉県告示第千二百六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出があつた。

令和六年十月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	廃止年月日
志木耳耳鼻咽喉科医院	新座市東北一―一三―三	令和六年九月五日
吉田医院	北本市中央一―七〇	令和六年八月二十五日
末広整形外科	桶川市末広二―一―二二	令和六年二月二十九日
尾内内科神経科病院	三郷市鷹野三―二七〇―一	令和六年六月三十日
北朝霞・朝霞台えきま えエスエスこどもクリ ニック	朝霞市浜崎一―二―一〇アゴラ二ビル 六階	令和六年八月三十一日
みち眼科クリニック	F 所沢市宮本町一―一五―六愛善会ビル二	令和六年九月八日
マミー歯科	北本市東間一―五九山ロビル一階	令和六年九月十三日

あおい糸訪問看護ステーション	訪問看護ステーション つぼみ	訪問看護ステーション	本庄市児玉郡医師会立 訪問看護ステーション	下川崎薬局	有限会社 大島薬局
富士見市羽沢一―三―六スカイマンション 藤二〇五号	新座市野火止四―一―二三ビル二階	本庄市小島六―八―八	幸手市下川崎四四―一―一	行田市行田一三―一―一	
令和六年八月三十一日	令和六年七月三十一日	令和六年八月一日	令和六年八月三十一日	令和六年三月三十一日	

告示

埼玉県告示第千二百七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり辞退の届出があった。

令和六年十月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	辞退年月日
春日部堀池デンタル オフィス	春日部市緑町六一三一―一六	令和六年十月三十一日

告示

埼玉県告示第千二百八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり再開の届出があった。

令和六年十月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	再開年月日
江黒歯科クリニック	行田市長野一―一六―一五	令和六年九月一日

告示

埼玉県告示第千二百九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり変更の届出があった。

令和六年十月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	変更事項	変更前	変更後	サービスの種類
デイサービスセンターゆりの郷	事業所名	デイサービスセンターメグミ	デイサービスセンターゆりの郷	通所介護
事業所名	事業所所在地	ケアセンターふくしのまち上尾	ふくしのまち上尾	訪問入浴介護 通所介護 福祉用具貸与 特定福祉用具販売 居宅介護支援
ふくしのまち上尾	事業所所在地	上尾市日の出三一九一	上尾市壱丁目北一〇一三	介護予防福祉用具貸与 介護予防福祉用具販売 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導
ユニスマイル薬局 入間店	事業所名	ファークロス薬局 入間	ユニスマイル薬局 入間店	

<p>ミアヘルサ ヘルプ和光 ホーム</p>	<p>ミアヘルサ ービス和光 デイサ</p>	<p>ミアヘルサ ラン和光 ケアプ</p>	<p>デイサービス ーふじ センター</p>	<p>訪問介護事業所 はまゆう</p>
<p>事業所 在地</p>	<p>事業所 在地</p>	<p>事業所 在地</p>	<p>事業者所 在地</p>	<p>事業者所 在地</p>
<p>和光市下新倉 四―二六―二 一―二 ヤスダ</p>	<p>和光市下新倉 四―二六―二 一―二 ヤスダ</p>	<p>和光市下新倉 四―二六―二 一―二 ヤスダ</p>	<p>神奈川県横浜市 緑区上山二 ―三五―一</p>	<p>神奈川県横浜市 緑区上山二 ―三五―一</p>
<p>和光市新倉二 ―五―四九</p>	<p>和光市新倉二 ―五―四九</p>	<p>和光市新倉二 ―五―四九</p>	<p>東京都新宿区 西新宿二―一 ―三〇―三 ビル三〇階三 〇五号</p>	<p>東京都新宿区 西新宿二―一 ―三〇―三 ビル三〇階三 〇五号</p>
<p>訪問介護</p>	<p>通所介護</p>	<p>居宅介護支援</p>	<p>通所介護</p>	<p>訪問介護</p>

告示

埼玉県告示第千二百十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があった。

令和六年十月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	サービスの種類	廃止年月日
創健薬局 東みずほ台店	富士見市東みずほ三―二四―二二	居宅療養管理指導	令和六年八月三十一日

告示

埼玉県告示第千二百一十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり辞退の届出があった。

令和六年十月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	サービスの種類	辞退年月日
春日部堀池デンタルオフィス	春日部市緑町六一―三―一六	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	令和六年十月三十一日

告 示

埼玉県告示第千二百十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を令和六年十月二十四日認可した。

令和六年十月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 名称

九郷阿保領用土地改良区

二 事務所所在地

埼玉県児玉郡神川町

告 示

埼玉県告示第千二百十三号

測量計画機関である埼玉県加須農林振興センターから次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年十月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

埼玉県加須農林振興センター

二 作業種類

公共測量（六稻荷六測二号路線測量等）

三 作業地域

加須市北下新井地内他

四 作業期間

令和六年十月七日から令和七年二月二十八日まで

告示

埼玉県告示第千二百十四号

測量計画機関である国土交通省関東地方整備局北首都国道事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年十月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局北首都国道事務所

二 作業種類

公共測量（四級基準点測量、現地測量）

三 作業地域

北首都国道管内（幸手市大字上高野地先から同市大字木立地先）

四 作業期間

令和六年四月二十四日から令和六年十一月十五日まで

告 示

埼玉県告示第千二百十五号

測量計画機関である独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年十月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 測量計画機関
独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部
- 二 作業種類
公共測量（三級基準点測量、四級基準点測量）
- 三 作業地域
三郷市彦成四丁目地内
- 四 作業期間
令和六年十月五日から令和七年二月二十一日まで

告 示

埼玉県告示第千二百十六号

測量計画機関である埼玉県行田県土整備事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年十月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

埼玉県行田県土整備事務所

二 作業種類

公共測量（基準点測量、道路台帳整備）

三 作業地域

羽生市桑崎地内外

四 作業期間

令和六年十月十八日から令和七年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第千二百十七号

測量計画機関である八潮市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年十月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

八潮市

二 作業種類

公共測量（四級基準点測量・出来形確認測量）

三 作業地域

大字鶴ヶ曾根・大字二丁目内の各一部

四 作業期間

令和六年八月二十八日から令和七年三月十四日まで

告 示

埼玉県告示第千二百十八号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和六年十月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇二三―三―二号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県白岡市上野田字南下原千三百五十八番一外二十二筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 七百二十九・四三立方メートル

浸透効果量 〇・一五八二立方メートル毎秒

告 示

埼玉県告示第千二百十九号

令和二年埼玉県告示第七百号（建築基準法に基づく中間検査に係る特定工程等の指定）の一部を次のように改正し、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和六年法律第五十三号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、「第八十五条第五項及び第六項」を「第八十五条第六項及び第七項」に改める改正規定は、公布の日から施行する。

令和六年十月二十九日

埼玉県知事 大 野 元 裕

告示中「及び法第十八条第二項に規定する計画を通知する」を「並びに法第十八条第二項及び第四項に規定する計画を通知する」に、「第八十五条第五項及び第六項」を「第八十五条第六項及び第七項」に改める。

告 示

埼玉県告示第千二百二十号

平成二十九年埼玉県告示第三百七十八号（建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類）の一部を次のように改正し、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和六年法律第五十三号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。

令和六年十月二十九日

埼玉県知事 大 野 元 裕

告示中「第十八条第十八項」を「第十八条第二十二項若しくは第二十六項」に改める。

告 示

埼玉県告示第千二百二十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和六年十月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

建築・住宅行政情報管理システム構築業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで。ただし、令和7年度において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 履行場所

埼玉県都市整備部建築安全課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、総合評価一般競争入札方式により、また「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和4年埼玉県告示第747号）に基づき、業種区分「電子計算に関する業務」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) 本件入札の公告日から入札書受付期間の末日までの期間に、入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（「資本関係又は人的関係がある者（以下「同族企業」という。）同士の業務委託に係る同一入札への参加を制限する運用基準」参照。）。
- (6) I S M S 認証又はプライバシーマークの認定を受けている者であること。
- (7) 契約の締結日にかかわらず、平成26年4月1日から本件入札の公告日までの間に国又は地方公共団体との契約により、申請手続に関するシステム開発実績を有する者であること。
- (8) 入札に参加できるのは単独の事業者とし、複数の事業者による共同事業者でないこと。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先
〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県都市整備部建築安全課企画担当 源関、清水、鈴木 電話048-830-5524（直通） 電子メールa5510-05@pref.saitama.lg.jp
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法
 - ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合
埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。
 - イ 紙媒体による場合
上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。
- (3) 入札書受付期間
 - ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合
競争入札参加資格の確認を得た日から令和6年12月4日（水）午前10時まで
 - イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合
 - (ア) 郵送の場合
競争入札参加資格の確認を得た日から令和6年12月3日（火）午後5時まで
なお、書留郵便によること。
 - (イ) 持参の場合
競争入札参加資格の確認を得た日から令和6年12月3日（火）午後5時まで

(4) 開札の場所及び日時

埼玉県都市整備部建築安全課 令和6年12月4日（水）午前11時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項第1号及び第3号の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和6年11月22日（金）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行い、入札説明書の評価表の必須項目を全て満たした提案をした者の中から、入札説明書で定める総合評価の方法をもって落札者の決

定をする。

なお、低入札価格調査制度に係る調査基準価格を設定しているため、調査基準価格未満の入札があった場合は、調査の上、当該入札を行った者を落札者とするか否かを決定する（詳細は入札説明書による。）。

また、この公告及び入札説明書等に記載のない事項は、埼玉県業務委託低入札価格調査制度実施要領の規定によるものとする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和6年11月14日(木)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受領した日から30日以内に委託料を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required:

Creation of Construction and Housing Administration Information Management System

(2) Deadline for Submissions:

By registered mail or in person: 5:00 p.m. Tuesday, December 3, 2024

By electronic bidding system: 10:00 a.m. Wednesday, December 4, 2024

(3) Contact Information:

Project Management Group

Construction Safety Division, Department of City Development

Saitama Prefectural Government

3-15-1 Takasago, Urawa-ku,

Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301 Japan

Phone: 048-830-5524

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和六年十月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年十月二十九日

埼玉県飯能県土整備事務所長 関

宏

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 二百九十九号
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>日高市大字台字住吉八二番地先か ら同市大字台中台一九二番一 地先まで</p>		区 間
<p>一六・六一 二九・八五</p>	<p>一八・九八 三三・六一</p>	敷地の幅員 (メートル)
<p>七八・八四</p>		延 長 (メートル)
<p>この区域変更により生じる不用物件は、 売り払い処分とする予定。</p>		備 考

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和六年十月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年十月二十九日

埼玉県飯能県土整備事務所長 関

宏

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 飯能下名栗線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
飯能市大字原市場字柳瀬一七五番 一地从り同市大字下赤工字笹畑 二八四番一地从りまで		区 間
一一・六七〇 二八・五八	六・八〇〇 一七・二九	敷地の幅員 (メートル)
八〇・九九		延長 (メートル)
		備 考

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第三十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和六年十月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年十月二十九日

埼玉県行田県土整備事務所長 吉 村 正 則

利根川自転車道線	路線名
加須市新川通字中分八二七番九地先から 同市新川通字長沼一〇一四番地先まで	供用開始の区間
令和六年十一月一日	供用開始の期日
令和五年六月二十七日付け埼玉県行田県土整備事務所長 告示第十三号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長二一九五・一七メートル	備考

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第三十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和六年十月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年十月二十九日

埼玉県行田県土整備事務所長 吉 村 正 則

路線名	利根川自転車道線
供用開始の区間	加須市新川通字長沼九七三番五地先から 同市弥兵衛字中分道上五一六番一地先ま で
供用開始の期日	令和六年十一月一日
備考	令和五年六月二十七日付け埼玉県行田県土整備事務所長 告示第十五号で告示した道路予定区域の供用開始であ る。延長五二〇・〇〇メートル

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第三十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和六年十月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年十月二十九日

埼玉県行田県土整備事務所長 吉 村 正 則

路線名	利根川自転車道線
供用開始の区間	加須市大越字下寺前二〇四五番一地从 から 羽生市大字名字屋敷裏七四六番四地先 まで
供用開始の期日	令和六年十一月一日
備考	令和五年六月二十七日付け埼玉県行田県土整備事務所 長告示第十八号で告示した道路予定区域の供用開始で ある。延長三四六二・二〇メートル

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第三十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和六年十月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年十月二十九日

埼玉県行田県土整備事務所長 吉 村 正 則

路線名	利根川自転車道線
供用開始の区間	羽生市大字下村君字米宮二七〇五番地 先から 同市大字上村君字堤根一八二番九地先 まで
供用開始の期日	令和六年十一月一日
備考	令和五年六月二十七日付け埼玉県行田県土整備事務所 長告示第二十号で告示した道路予定区域の供用開始で ある。延長一六五・〇〇メートル

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第三十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和六年十月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年十月二十九日

埼玉県行田県土整備事務所長 吉村 正則

利根川自転車道線	路線名
加須市旗井字堤外二一四八番三地先から 同市新川通字中分八二七番一一地先まで	供用開始の区間
令和六年十一月一日	供用開始の期日
令和六年十月二十五日付け埼玉県行田県土整備事務所長 告示第二十一号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長三三五四・七八メートル	備考

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第三十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和六年十月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年十月二十九日

埼玉県行田県土整備事務所長 吉村 正則

利根川自転車道線	路線名
加須市新川通字長沼九八〇番三地先から 同市新川通字長沼九七三番六地先まで	供用開始の区間
令和六年十一月一日	供用開始の期日
令和六年十月二十五日付け埼玉県行田県土整備事務所長 告示第二十三号で告示した道路予定区域の供用開始であ る。延長一・二八八・六〇メートル	備考

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第三十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和六年十月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年十月二十九日

埼玉県行田県土整備事務所長 吉 村 正 則

路線名	利根川自転車道線
供用開始の区間	加須市弥兵衛字中分道上四二三番四地先から 同市大越字下寺前二〇四八番二地先まで
供用開始の期日	令和六年十一月一日
備考	令和六年十月二十五日付け埼玉県行田県土整備事務所長告示第二十五号で告示した道路予定区域の供用開始である。延長一三六一・一二メートル

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第三十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和六年十月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年十月二十九日

埼玉県行田県土整備事務所長 吉 村 正 則

路線名	利根川自転車道線
供用開始の区間	羽生市大字名字屋敷裏七四四番二地先から 同市大字下村君字米宮二七〇二番地先まで
供用開始の期日	令和六年十一月一日
備考	令和六年十月二十五日付け埼玉県行田県土整備事務所長告示第二十七号で告示した道路予定区域の供用開始である。延長二〇三六・二九メートル

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第三十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和六年十月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年十月二十九日

埼玉県行田県土整備事務所長 吉 村 正 則

路線名	利根川自転車道線
供用開始の区間	羽生市大字上村君字堤根一八〇番地先から 同市大字上村君字堤根一六三番地先まで
供用開始の期日	令和六年十一月一日
備考	令和六年十月二十五日付け埼玉県行田県土整備事務所長 告示第二十九号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長六七五・〇〇メートル

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第二十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和六年十月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年十月二十九日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 荒 井 正 之

利根川自転車道線	路線名
久喜市栗橋北二丁目一九番地先から同市栗橋北二丁目二〇番地先まで	供用開始の区間
令和六年十一月一日	供用開始の期日
令和六年十月二十五日付け埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第二十二号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長 一〇九・八七メートル	備考